

平成26年第4回定例会

一宮町議会会議録

平成26年12月9日 開会

平成26年12月9日 閉会

一宮町議会

平成26年第4回一宮町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月9日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
表彰の伝達	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の行政報告	5
一般質問	10
藤 乗 一 由 君	10
鵜野澤 一 夫 君	23
志 田 延 子 君	27
渡 邊 美 枝 子 君	29
袴 田 忍 君	35
焔 場 博 敏 君	43
鵜 沢 一 男 君	56
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	70

議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
閉会の宣告	72
署名議員	73

第 4 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

12 月 9 日 （ 火 ）

平成26年第4回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成26年12月9日招集の第4回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	藤井敏憲
11番	志田延子	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	爍場博敏
15番	吉野繁徳	16番	島崎保幸

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	副町長	芝崎登
教育長	町田義昭	総務課長	峰島清
まちづくり 推進課長	岡本和之	税務住民課長	大場雅彦
福祉健康課長	高師一雄	事業課長	小柳一郎
保育所長	井上高子	会計課長	牧野一弥
教育課長	渡邊幸男		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	小林久美子
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告
日程第五	一般質問

- 日程第六 議案第 1 号 一宮町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
- 日程第七 議案第 2 号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第八 議案第 3 号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第九 議案第 4 号 平成 2 6 年度一宮町一般会計補正予算（第 7 次）議定について
- 日程第十 議案第 5 号 平成 2 6 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）議定
について
- 日程第十一 議案第 6 号 平成 2 6 年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3
次）議定について

◎表彰の伝達

○議長（島崎保幸君） 皆さん、おはようございます。

寒さが厳しくなっただけでまいりましたが、年末の大変お忙しい中、早朝よりご参集いただき、まことにご苦労さまでございます。

会議に入る前に、皆様にお知らせいたします。

去る10月17日付で総務大臣より、町村議会議員として35年以上の長きにわたり地方自治の振興・発展に寄与された方に対し表彰が行われ、本町から畑場博敏君が表彰を受けました。

これから、このはえある表彰の伝達式をとり行います。

14番、畑場博敏君、前へおいでください。

感謝状。千葉県一宮町、畑場博敏殿。

あなたは35年以上の永きにわたり町議会議員として地方自治の振興発展に寄与され住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。

よってここに深く感謝の意を表します。

平成26年10月17日。

総務大臣 高市早苗。

おめでとうございます。（拍手）

それでは、授賞されました畑場博敏君から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。お願いします。

○14番（畑場博敏君） ただいま授賞ということでうれしく思っております。思い起こせば25歳から議員をやらせていただきまして、36年目が終わったところでございますけれども、住民こそ主人公というモットーを貫いてきたつもりでおります。その間に、一般質問、これは住民と議会を結ぶ、そういう大切な仕事ということで欠かさず行ってまいりました。ですから、予算とか決算の審議も含めまして、650から700近くの討論は毎回自分で書いて頑張っただけでまいりました。そういう中で、歴代の町長さんも、向井さんから渡辺さん、そして近藤さん、今回の玉川さん、4代にわたってかかわってまいりましたけれども、この授賞を機に、これをまた励みにして、精いっぱい頑張っただけでまいりたいと思います。そういうことで、皆さんのまたご協力をひとつよろしく願います。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（島崎保幸君） このたびはまことにおめでとうございます。

最後に、皆さん、いま一度大きな拍手をお願いいたします。（拍手）

以上で表彰伝達式を終わります。

開会 午前 9時08分

◎開会の宣告

○議長（島崎保幸君） ただいまから平成26年第4回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（島崎保幸君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（島崎保幸君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

○議会運営委員長（秦 重悦君） 会期について、議会運営委員会から報告をいたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告を初めとして条例の制定1件、条例の一部改正1件、規約の協議1件、補正予算3件であります。

また、一般質問は7名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期につきましては、本日1日といたしたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（島崎保幸君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（島崎保幸君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（島崎保幸君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において指名いたします。

8番、袴田 忍君、9番、鶴野澤一夫君、以上、兩名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（島崎保幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（島崎保幸君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、議会推薦の農業委員から会議概要報告書、長生郡市広域市町村圏組合議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合組合議会議員から議会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付いたしております。

これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（島崎保幸君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

玉川町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成26年第4回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には公私とも大変ご多用にもかかわらずご出席を賜りまして、まことにご苦労さまでございます。

最初に、防災関係ですが、防災訓練については、過去3年間津波避難訓練を行ってまいり

ましたが、先月16日に実施いたしました防災訓練は、近年のゲリラ豪雨や大型台風で全国的に大きな被害が発生していることもあり、大雨・洪水を想定し、行いました。

その際には区長会、南消防署、消防団、アマチュア無線クラブ、社会福祉協議会、日赤奉仕団、各区自主防災会の皆様のご協力により、総勢562人の皆様のご参加をいただくことができました。この場をおかりしてお礼を申し上げます。

町では、訓練を実施してわかった問題点や皆様からの貴重なご意見等を参考に改善を図り、今後もさまざまな災害を想定した訓練を実施してまいりたいと思います。

次に、新庁舎の関係でございますが、秋晴れの9月26日に完成記念式典を開催いたしました。式典には国会議員、県議員、近隣の市町村長を初め数多くの方に参列をいただき、心温まるお祝いの言葉を頂戴いたしました。今後は、この新しい庁舎が皆様に親しまれ、便利にご利用いただけるよう職員一丸となり、きめ細かなサービスに努めてまいります。

次に、まちづくり推進課でございますが、釣ヶ崎海岸広場・しおさいの森・一宮海岸広場を会場にして11月9日に開催した一宮海岸クリーンアップウォーキング大会ですが、ゼロ歳から83歳までの男女122人の方が参加し、保安林内の植樹や海岸清掃を行いながら、2.5キロの親子コースと5.8キロの一般コースの2つのコースで、海沿いのウォーキングを楽しんでいただきました。休憩ポイントのしおさいの森では「ウミガメを見守る会」の皆さんによるウミガメの生態に関するパネル展示や、サーフラダーファウンデーションジャパン一宮支部の皆さんによるごみの分別調査活動などもあり、会場を盛り上げていただきました。

このウォーキングイベントは株式会社大塚商会の大塚実名誉会長からの寄附によって創設された「大塚実海と緑の基金」の記念イベントとして実施したものです。

町としましては、海岸環境の保護啓発と町民の健康づくりを目的に、次年度以降も本イベントを継続してまいりたいと考えております。

次に、第1回九十九里トライアスロンが一宮海岸を中心に開催されました。初回の開催ながら日本最大規模の2,000名を超える参加者により、大盛況のもと終了いたしました。今大会は九十九里海岸を舞台としたコース設定として、参加者からも好評をいただいております。特に有料道路を使用したバイクコースは外房ならではの景観で、初心者でも走りやすく、参加者から大変満足の声をいただいております。

今大会が無事終了することができたのも、体育協会を初めとする各関係団体のご協力のおかげと感謝を申し上げます。

そして、実行委員会では来年の実施に向け、さらに日本最大規模の大会として、そして満

足度も日本有数の大会を目指していきたいと考えております。引き続き皆様方のご理解、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、福祉関係ですが、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、一宮町地域支援ネットワーク事業に取り組んでおります。今年度も協力事業者をふやしております。今月22日には郡内6町村同時にセブンイレブン・ジャパンと協定を締結し、協定事業者は18社となります。今後も協力いただける事業所をふやし、地域での見守り活動の充実を図ってまいります。

次に、保育所整備関係ですが、9月議会で、一宮町公立保育所の民営化法人選考委員会設置条例が可決され、公立保育所の民営化について一定のご理解をいただきました。この東浪見保育所と一宮保育所の民営化を柱とした一宮町保育所整備基本計画を実施するため、10月1日に課内に保育所計画推進室を設け、保育所整備を進めておりますが、今後も必要があれば修正を加えながら、この計画に沿って保育所整備を進めてまいります。

計画の進捗状況ですが、東浪見保育所の民営化法人選考委員会をきょうまでに2回開催しております。民営化ガイドラインと法人の募集要項を委員会で検討し、内容は大筋固まっておりますので、12月中旬から公募が開始できるよう準備を進め、来年2月には委員会での民営化法人の選考を予定しております。また、社会福祉協議会においては、10月に大洗町を視察し、こども園運営を実施するための調査を行い、町へ資料の提出を依頼しております。また、この用地は東浪見小学校に隣接している民地を町が借り上げ、移管先の法人に無償で転貸いたします。12月中に地主と賃貸借契約を締結します。今年年度内に行う用地埋め立て・測量の経費を12月補正に計上いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

また、11月から保育所整備計画の現在の進捗状況をリアルタイムで見ることができるページを町のホームページに開設いたしました。進捗があり次第、今後更新してまいります。

次に、介護保険事業関係ですが、現在第6期介護保険事業計画の策定中でございます。

去る12月4日に第2回目の作成委員会を開催いたしまして、委員の皆様には保険給付費の概算説明を行ったところでございます。今回新たに広域型の特別養護老人ホーム及び小規模多機能型介護施設の設置を考慮した計画の策定を行っています。

今後、委員の皆様にはさらに協議を重ねていただき、1月下旬ごろまでには介護保険料の案を決定して、3月議会に介護保険条例の改正案をご提案申し上げたいと考えております。

次に、介護度重度化防止対策事業に基づく介護予防教室が大変好評をいただいております。現在、定期的で開催している団体数も7団体と倍増し、不定期で開催している団体も4団体

あり、参加者数も当初の4団体54人から11団体144人と大きな伸びを示しております。この事業は県の100%の補助で実施しておりますが、今年度で補助が終了します。来年度からは国・県及び支払基金から約65%の補助が受けられる地域支援事業にこれを組み替えて、介護予防教室は継続して実施してまいります。

これからも、介護度重度化防止対策推進員には積極的に活動していただき、介護認定者数や介護保険給付費の抑制を図ってまいります。

次に、農業関係ですが、去る11月1日に開催されました第36回一宮町農林商工祭は、昨年に引き続き会場を一宮中学校の校庭とし、各団体の協力と創意工夫を凝らしたイベントが行われました。後半は雨天となり、予定を繰り上げ早目の終了となりましたが、来場者はおおよそ2,000人でした。隣接して開かれた文化祭とともに何事もなく盛況のうちに終了いたしましたことを報告させていただきます。

次に、施設園芸ですが、老朽化した温室の改修を目的とする園芸施設リフォーム支援事業は、3軒の農家を実施し、全て完了いたしました。また、機械の導入や施設整備を支援する生産力強化支援事業については、6軒の農家のうち2軒が既に完了し、4軒は現在実施中となっており、事業効果の早期実現に向け作業が続けられております。

次に、米の関係ですが、10月15日に郡内6市町村長連名による「米価に対する緊急対策を求める要望書」を国へ提出してまいりました。国の見解は、昨年と比べことしは米の生産量が減る見込みである。すぐには売らないで米価が上昇するのを待つことも必要だろう。千葉県は他県より安価である。販売努力が必要だ。米価の変動については、ナラシ対策で減収を補填できる。米の需給安定のため、飼料用米などの生産拡大が今後不可欠で、飼料用米への支援政策はこれからも続けていくという見解が示されました。農家にとって有益となる対策が打ち出されることを期待するとともに、町は今後も迅速な対応に努めてまいりたいと思います。

次に、町道の工事関係でございますが、通常行っております新設改良工事、維持補修工事については11月末までに、今年度予定している工事のうち、85%の契約が完了しております。

国の補助事業の関係ですが、町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの改良事業は、25年度繰越分のその1工事及び26年度分のその2工事を発注し、現在工事を行っているところです。工期が年度末になっていて、年をまたいでの工事であり、町民の皆様方にはご迷惑をおかけしますが、よろしくご協力のほどお願いいたします。

続いて、海岸侵食対策関係ですが、南九十九里浜保全対策協議会から、南九十九里浜侵食

対策並びに養浜事業に必要な財源を確保し、さらなる促進を図ること、11月17日に千葉県に対し、11月26日には国土交通省及び関係国会議員に対し要望いたしました。

環境関係ですが、上半期の町による不法投棄品の回収状況ですが、主なものとしてはテレビが8台、洗濯機が2台、パソコンが1台、消火器が6本であり、昨年同期と比べますと、テレビの不法投棄が減少いたしました。

今後も不法投棄監視員や関係機関と連携を図り、不法投棄防止のために不法投棄監視員のパトロールをさらに強化してまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、放射能汚染問題ですが、引き続き空間放射線量の測定、農産物、小中学校及び保育所の給食食材の放射性物質の検査を実施しており、結果は不検出または基準値以下となっていることから、町民の皆様への健康への影響はないと判断しております。

都市整備関係ですが、東浪見土地区画整理事業は、残された課題であった事業区域内にある汚水処理施設の維持管理について、11月22日に管理組合の設立総会が開かれ、施設利用者による維持管理がスタートし、無事解決となりました。今後は、12月中旬に土地区画整理組合の解散総会を開き、県・町の検査を経て、来年3月中の解散認可を待つだけとなりました。町としましては、残された事務を着実に実行し、組合が解散できるよう今後も指導してまいります。

排水事業関係ですが、中央ポンプ場の機能維持に必要な10年点検整備として、4号機のポンプ、エンジンのオーバーホールを11月から実施しており、来年3月に完了の予定です。

なお、通常の維持管理及び定期点検は実施中であり、降雨時の排水機能の維持を図っております。

都市計画関係では、都市計画マスタープランについて、策定委員会を12月12日に開催し、原案を取りまとめた後、1月に開催する町の都市計画審議会に諮った上で、策定が完了する予定です。

教育関係について申し上げます。

まず、町の図書室でございますが、商工会館から公民館の1階に移転し、10月20日に開館しております。議員の皆様方にはぜひご利用をお願いいたします。

次に、総合文化祭でございますが、10月26日に「芸能と音楽を楽しむ会」が行われ、約1,000人の来場者の中、21の団体が日ごろの練習成果を披露いたしました。

また、11月1日から2日間にわたり開催した「文化祭」では、1,000点を超す芸術作品が展示され、約1,500人の来場者がありました。いずれも昨年度より多い来場者となり、盛況

裏に終了いたしました。

さらに、11月15日には「七歳児合同祝」を開催し、健やかに成長された90人の7歳児が祝福されました。町の未来を担う子供たちが元気に伸び伸びと育ってくれることを願っております。

最後に、振武館・GSSセンターの改修工事でございますが、9月に入札を行った結果、不調に終わり、来年度に延期することになりました。繰越明許費については、本会議でご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。今後は、再入札に向け、条件の見直しなどにより、早期に契約できるよう進めてまいります。利用者の皆様方にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、この定例会に、条例2件、協議1件、補正予算3件を提案いたしました。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

○議長（島崎保幸君） ご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（島崎保幸君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんので、ご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることができませんので、念のため申し添えます。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（島崎保幸君） それでは、通告順に従い、藤乗一由君の一般質問を行います。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗一由です。おはようございます。

それでは、今回3点の質問を提出させていただいておりますが、議長、1件ずつ分けて質問させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○7番（藤乗一由君） それでは、まず第1番目、保育所整備基本計画の民営化法人選考に関する進捗状況と問題点・今後の予定についてお伺いいたします。

これまで保育所整備基本計画、この内容については、説明会や議会の場におきまして、民営化に対する危惧や、計画の進め方についての問題点の提示などをさせていただいておりました。特に計画推進の各段階におきまして、各種の事例の調査研究などが不足しているのではないかということ、これを特に何度も指摘させていただきました。ところが、今回、9月議会での鶴岡前議員の要望を受けてつくられた専従チームでございます保育所計画推進室が開設されて以来、これまでできなかった部分に手が回るようになったように見受けられます。やはり新規の事業推進に当たりましては、それ相応の準備が必要であるということを目の当たりにしています。けれども、これまでの拙速な進め方による問題点が解消されたというわけではないと思います。ですから、この事業については慎重に、スピードも必要ですが、進めていただきたいと思っております。

そこで、まず、以下の点についてお伺いいたします。

- ①この民営化法人選考に関する進捗状況はどのようになっているのか。
- ②選考基準はどのようになっているのか。
- ③今後考えられる問題点をどのように認識しているのか、またその対策はどうか。
- ④今後のスケジュールについてお伺いします。

以上、お願いいたします。

○議長（島崎保幸君） ただいまの藤乗一由君の一般質問に対する答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの藤乗議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、進捗状況についてでございますが、現在第2回の民営化法人選考委員会まで終了しています。第1回においては、民営化ガイドラインと東浪見保育所移管先事業者募集要項の素案を提示・説明いたしました。その素案を持ち帰っていただき、第2回で内容を決定いたしました。町からの補助や細かい文章表現の訂正は事務局で今後する可能性があることを了承いただいております。同時に、応募事業者を評価する際の評点表（評点項目や配点）を提示しまして、これも了承されております。

2点目の選考基準についてでございますが、事業者からの応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づいて選考委員が評点表により採点を行うこととなっております。

3点目の今後考えられる問題点についてでございますが、応募事業者が少ない可能性がございます。1事業者でも審査は行いますが、今後設定します最低基準点数より得点が少ない場合は採用しない予定でございます。採用事業者、応募事業者なしの場合は、社会福祉協議会への移管を検討いたしますが、社会福祉協議会が町から保育所運営の移管を受けた大洗町を視察し、保育所を運営する場合、どのような補助体制が必要か資料の提出を依頼しております。それでもできないようであれば、計画の見直しが必要だと認識しております。

これらの事態を防ぐために、できる範囲で応募条件を緩和し、公募開始を広く通知する予定でございます。広報、ホームページだけでなく、県内の自治体、事業所への周知依頼やマスコミの利用も実施してまいりたいと考えております。

4点目の今後のスケジュールについてということでございますが、12月中旬から1月初旬で応募受付をいたします。応募期間終了から間もなく第3回の委員会を開き、評価の採点基準とヒアリング項目について協議いたします。1月末開催予定の第4回委員会において提出書類の採点と事業者のプレゼンテーション・聞き取りを行い、2月初旬の第5回の委員会での審査結果を町に通知して、町長が事業者を決定する予定でございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

ただいまお答えいただきました内容につきまして、再質問をさせていただきます。

まず最初の1、2に関連する部分につきましてですが、進捗状況についての回答がございました。しかし、これ以前にもそうでしたが、この事業の進捗状況については、改めてこうした場、議会、あるいは別に設けられた説明会などでされなければ報告されないというような場面が非常にこれまで多かったわけです。こうした取り組み姿勢、これを改めていただきたいと思えます。現在の進捗状況はこうだということをできるだけその都度報告いただけるように、詳細については後ほど別途に資料等を含めてで構わないわけですから、委員会が開催されました、どういう内容でしたという議題の項目だけでも結構ですから、あるいはこういう予定ですという日程についてでも構いませんので、逐一お知らせいただければ、その都度それについての意見があるものにつきましては提出させていただけるわけですから、そういったお互いのキャッチボールができるような状況というのをきちんとつくっていただきたいと思えます。この辺のところは担当課から、例えば事務局を通してでも、事務局のほうは議員に対しては逐次ご連絡いただけるわけですし、いろいろ工夫していただけると思えます。

統括の責任者である副町長、町長におかれましては、その点をしっかりと認識して、担当部署の報告を確認した上できちんと指示をお願いしたいと思います。

進捗状況と選考基準については、評価表の案を提示いただいて、先日本見せいただきましたので、その内容については細部について、これからの部分があるにいたしましても、おおむねどのような方向かということは理解いたしました。しかし、ここに応募してくるケースとしては、現在ほかの地域、ほかの場所での保育や福祉にかかわって事業展開をしていると、そういう事業者が多いのではないかと考えられます。すると、これに対する今回の一宮での事業に対する聞き取りやプレゼンといったことも非常に大事でしょうけれども、そうした背景で事業展開している事業者の実態、これは経営内容という意味ではない、実際の運営の様子についての調査、こういったものは非常に重要だと思います。例えば利用者からの、あるいは周囲からの評判、生の声という意味ですけれども、これは評価項目には実際には載せにくい、載りにくい、どのように判断すればいいかというのは難しいところでしょうけれども、むしろ最も重要な内容だと考えられます。こうした点についてどのように考え、取り入れる考えがあるのかどうか。評価書に具体的にするという事は難しいかもしれませんが、何らかの方法を考えていただきたいと思います。

3、4につきましてですけれども、事業者が少ない場合に再募集や社協による運営の可能性はある、それも含みになっているということですが、社協による運営につきましては、かねてから選択肢として提案されていたことです。これまで準備はされていなかったというのが、非常に遅きに失したという感があります。残念なことです。視察や調査なども進めているようなので、現在、この運営に関して把握している問題点、こうしたことについて簡単にご説明いただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの藤乗議員のまず1点目の、逐一情報の提供をしていただけないかというご質問でございますが、一応、ホームページ等で、今度刷新しまして、リアルタイムで情報を提供するシステムも保育計画推進室のほうで実施したいと考えております。また、一応、議員からお話もありました進捗状況について事務局を通して情報提供してもらいたいというお話でございますので、うちのほうも積極的に情報の提供を議員のほうに提供するよう努力したいと考えております。

2点目の参入事業者の実際の運営の調査をしたほうがいいんじゃないかということでございますが、確かにそれは必要であると考えておりますので、参入事業者の現地調査を行い、結果については議員に報告をしたいと。一応、ヒアリングという項目ありますので、報告の内容については評価調書のヒアリング項目等で点数に反映されることとなります。

それから、最後に、社協による運営の進捗状況で、今現在考えられる問題点ということでございますが、今まで視察した桐生市や大洗町社協では、まず旧施設を移管して、運営のみを行うという手法で行っておりました。よって、初期の多額な施設整備投資がなく、また、桐生市、大洗町ともに、多くの事業を手掛けており、財源も豊かで、同一社協内の特別会計からの一時借入れ等で運営資金の調達対応もできる形で実施しまして、保育事業による運営事業の収益の蓄積が可能でありました。

しかし、一宮町の場合は、運営のほかに、当初に大きな施設整備のための費用負担が伴います。3月に議員の皆様に対し、社協で実施した場合の事業費の負担割合ということでご説明させていただきましたが、その中で総事業費に対して最低4分の1の事業費を社協で準備する必要がございます。町に求められる補助金をどのように補助すべきかが問題となり、派遣による正規職員の給与分の補助は、全体会議のほうでちょっとご説明させていただきましたが、正規職員の派遣はできないというふうな状況もございます。まず1点目として、事業者負担分の施設整備費用の借入れを社協のほうで、それだけの事業費は可能なのか。それから、2点目として、プラス運営資金の調達、それから運営事務・人件費、この3点、いずれも資金面・人件面の対応が必要ではなかろうかというような形で今現在考えているところでございます。また、詳しい内容につきましては社協のほうからの調査結果に基づいて町のほうで検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

今再質問いたしました各項目についてお答えいただきました。特に、最後の社協による運営についての問題点に関しては、なかなか解決しにくい問題もあるかもしれませんが、大洗だけでなく、いろいろな事例を含めて調査していただいた上で、何らかの解決策というのをできるだけ見つけていただけるように、あるいは負担の少ない、しかも皆さんが有効に早く利用できるような方策を考えていただきたいと思います。

それでは、関連しますが、引き続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

保育所整備基本計画におきまして、民営化によるこども園の運営についての問題点につきまして。さきの一番目の質問を受けて、以下の点について特にお伺いいたします。

①一宮におけるこども園の課題をどのように認識しているか。また、その対策はどのように考えているか。

②民間事業者による運営についての問題点と対策についてはどうか。これは計画では東浪見保育所、一宮保育所と続けて民営化するということになっておりますが、これによって予定とする定員から見ますと、最終的に計画どおりに進んだ場合には、約85%が民間事業者による保育になるという計算です。こうした点から考えて、さまざまに問題点も想定されると思いますが、これらについてどのようにお考えかというふうな内容でお聞きしております。

③番目、開園後の職員の処遇についての問題点と対策はどうか。ただいま今後の方法につきまして一部ご説明がありました。職員の処遇や配置につきましては、さきの全体会においての同様の説明もございましたが、ここで確認のためにどのような形で、民営化された場合の職員の職場、処遇、こうしたものを吸収していくのかという点につきまして、改めて簡単にご説明ください。これは派遣や出向といった職員の配置によっては立場や報酬の格差が生まれ、それによって職場内部のあつれきなど難しい状況が生まれる可能性があります。子供たちを預かり育てる重要な場ですから、そうした問題は極力避けるべきです。保育する側ができるだけ気持ちよく、楽しくできるような職場であってほしいと思います。ですから、これらについてどのように考えているかという部分につきまして、問題点と対策をお伺いいたします。

④番目に、防災、安全に関する問題点と対策についてです。

⑤番目、今後の児童数の見通しと対応についてどのように認識しているか。また、その対策はどのように考えているのかという点です。児童数の減少に関しましては、さきの説明会や9月議会においても意見をさせていただいております。児童数が減少していく場合には、各保育所、こども園、これらが縮小していく。特に公立保育所のあり方につきましては、将来的にも縮小していった場合には、場合によっては廃止という方向も現実になり得ると考えられます。その点も含めての考え方、これは先ほどの③番と連動していると思います。あわせてお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） まず、こども園の課題についてということでございますが、現在、町内に幼稚園がないため、幼稚園部分のノウハウが全くないということでございます。

こども園運営実績がある事業者をお願いしたいところですが、全国的に数が少ない状況でございます。こども園とはどのようなものなのかから、一応現場職員と保護者を交え、みんなで力を合わせてつくっていきたいと考えております。現在、職員のほかのこども園の視察など、移管前にできることをやっていきたいと考えております。

次に、民間事業者による運営の問題点と対策ということでございますが、まず懸念するのが、倒産しないかということでございます。この点については、これから公募いたします参加法人が決まりましたら、そちらの監査法人に委託しまして、参加法人の財務諸表をよく分析して選定を行うということを考えております。そのほかは、公立で行っていた地域とのかかわりの部分が薄れ、地域から孤立しないかという点でございます。ガイドラインにも記載がありますが、地域との交流を持てるように公立保育所、行政がバックアップをしてみたいと考えております。

次に、開園後の職員の処遇についての問題点と対策ということでございますが、こちらは前回の全体会議のほうでもちょっとご説明させていただきましたが、町からの派遣については派遣法により派遣先での給与支給並びに派遣先の身分となるため、町正規職員の処遇に問題があることが判明いたしました。このため、先進地の例に基づきまして、移管元の保育園で勤務していた職員は町に籍を置きまして、引き継ぎ業務として移管先こども園で日々業務することになります。その期間は1年を予定しております。また、今後国の施策で保育士の配置数をふやす計画がございます。国に準じまして、町の正規職員の保育士は、民営化後、原保育所で勤務をしていただき、再配置を考えております。非常勤職員については、募集要項に記載しましたとおり、移管先事業者での職員として雇用をお願いしていきます。保育士は保育士として最後まで現場でできるような配置を今後も考えていきたいと考えております。

次に、防災面ですが、応募の際には防災計画を提出していただきます。ガイドラインに地域社会との連携を十分考慮するとしております。東浪見に関しては東浪見小学校と隣接した立地条件となりますので、これを最大限生かした計画の策定を依頼したいと考えております。

次に、今後の児童数の見通しについてということでございますが、平成30年ごろをピークにその後徐々に減少することが、国の示す傾向であります。しかし、現状定員を超えた受け入れが一宮町では続いており、それを解消するための整備計画でもありますので、町としては今後も若い世帯を呼び込み、少子化に歯どめをかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

今お答えいただきました内容につきまして、再度お聞きしたい部分がございますので、申し上げます。

①につきまして、こども園の課題という点ですけれども、こども園の課題、あるいは民営化についての課題に関して、民営化のケースとして視察を進めているということで、現在いろいろなデータ、資料を集めていらっしゃることは承知しております。ただ、私が視察の対象というのを横から見せていただきまして、少々偏っているのではないかと。確かに、早い時期に先進の事例として進めているということでしょうけれども、統合して非常に大きくしたケース、あるいはもともと大きな自治体で、対象のこども園とか保育所とかこうしたもの以外に民間や公立が数多く運営されている、これを抱えているというような都市などが非常に多いように見受けられます。こうしたところでは、確かにその部分だけ見れば、先進ということで参考にされるかもしれませんが、一宮町の実情に十分に参考になるのかどうか。自治体の規模とか保育所、そうしたものの数、こうしたことから考えて、果たしてどのようなのかという部分が非常にございます。その部分部分だけに目を向けずに、全体としてどういうふうに行っているのかということに、これにもちゃんと目を向けていただきたいと思います。ですから、視察の対象そのものも、一宮の実情に合うのかどうか。そうしたものに適合するのかどうかということをまず検討していただきたいと思います。あるいは、先日も担当課でお聞きいたしました、公立の保育所を持たないケース、そういう自治体も全国には、地方にも数多くあるということですが、こうしたところの背景、実情、あるいは運営上の、特にこれは問題点、あるいはうまくいかなかった部分、そういったことが特に参考事例として重要ではないかなというふうに思います。そうしたところをきちんと調査していただいて、運営に生かしていただきたいと思います。参考ケースとして調べていただきたい部分、それから、こども園の需要そのものをどのように考えているのかと、どの程度需要があるのかというふうに想定しているかということもかなり重要だと思いますので、コスト的にも労力的にも、こども園という形になると内部で利用の中身が複雑になってくるわけですから、負担も多くなるはずで。

2点目、3点目の部分につきまして、職員の処遇問題、こうしたことを含めて、保育環境を悪化させる要因などが事前に極力避けられるものは避けるような方策をしていただきたいわけですが、問題のあったケース、うまくいかなかった部分、民営化によってですね、こう

したものを参考としていただきたい。これは先ほどと同様です。

そして、何よりも民間での運営に当たりましては、まず第一に重要なのは、信頼できる事業者であるかどうかということです。今現在、町内でも民間の事業者の運営がありますが、そういったところ等も含めてうまくやっていると、公立の保育所とも連携としてうまくやっていると、そういう事業の運営の仕方、これが一番大事なわけですから、先ほどもそうした点には触れましたが、経営云々というよりも運営方針というところが重要です。

そこで、一つの提案ですが、町側からも事業者の事業運営に当たりまして、経営サイドに意見が言えるような立場で、町が信頼できるような方に入っていただけるような仕組み、事業体の中での理事とか参与とかそういったような形で入っていただくことができれば、町の考え方、もちろん経営そのものに、それなりに利益も上げなければいけないわけですから、それに口を挟むわけではないですけれども、方針の部分できちんと意見を言っていたらというような仕組みができないものかというふうに考えます。この辺のところは、なかなか難しいところだと思いますが、どんなものでしょうか、お考えをお伺いしたいと思います。

実際には三者協議会という仕組みをつくるというお話もございましたが、三者協議会で仮にこういう点が問題ですという場面が出てきた場合には、その時点では相当に問題が先送りされて、せっぱ詰まっているという状況になっている可能性が高いわけですね。それよりも事前に問題を回避するというのが大事なのではないかなと思います。その点はいかがでしょうか、お考えをお伺いします。

もう一つ、⑤の若い世帯を呼び込み、少子化に歯どめをかけるという方向というお話ですけれども、これにつきましては、具体的には現在何か方針として検討しているものがあるのでしょうか、その辺のところをお伺いいたします。

ちなみに、私としましては、これに関しまして、保育子育て、現在のテーマですけれども、この先に小中学校の教育環境の充実、こうした部分にきちんと取り組んでいただきたい。つまりこれは一連のつながったものとして計画、大きな計画として考えていただきたいと思います。利用者の各家庭の場合には、保育園、幼稚園にかかわっていくのは、子供が2人ぐらいですといいところ五、六年という形になります。当然、次のステージとして小学校へ、そしてまた数年で中学校へというふうに徐々に変わっていくわけですから、政策の面でも視点を上へ上へと進めていくという形にしていきたいと思います。

また、新たに外部から若い方を呼び込めるというような形にしたいと、そういうことで答弁もございましたが、一宮町のこの状況、自然環境ですとか魅力のある部分を知っていただ

くということが重要になるわけで、これは観光ですとかそういった部分と非常に密接に関連しているわけですね。そうしますと、各地の田舎町ですとかいろいろな事例を見ますと、田んぼですとか果樹のオーナー制度、これによって都会からのリピーターを獲得しているというケース、これによって道の駅や観光に寄与しているケースと、こうしたことが結構あります。

一昨年視察に行きました茂木町などでも同様なことをやっております。町長も視察に随伴されましたので、ご記憶にあると思いますが、ゆずの木のオーナー制度、こうしたことをやっておりました。

都会からの利便性と立地という一宮町の状況を考えると、むしろそういった町よりも、この立地条件は非常に有利ではないかというふうに考えられますので、こうした点も視野に入れて、組織づくりから始めなければいけないと思いますが、取り組んでいけると、先ほどの若い世帯を呼び込むというところに有効に活用できると思います。また、移住・定住の促進ということに関しても有効に働くと思いますので、いいと思うんですね。ですけれども、その際に住宅開発、こうした部分がむやみに進められるというのも考えものだと思います。環境の悪化につながっていくということになりますと、逆効果になるわけですから、その辺はむしろ空き家の再利用と、こういったことの促進、今現在進められていると思いますが、これをより一層積極的に進めると。遊休農地などの利用を含めて展開していくことができれば有効なのではないかというふうに考えます。こうした部分についてお答えいただきたいと思っています。

○議長（島崎保幸君） 答弁要りますか。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） まず1点目の、こども園の民営化の視察を事務局のほうとしても、今まで何カ所かしております。確かに議員のおっしゃるような大きな自治体、あるいは統合を目的とした自治体、あとはそういった市立の民間事業者がいるような自治体もございました。また、公立のない自治体、そういったものも、実は九州の各自治体の大半、それから千葉県では栄町が実は公立がなく、私立のみの自治体でございます。そのような公立がない自治体もございますし、議員さんのお話のあったように、特に失敗した自治体からのいろいろな声を参考にしてはどうかということでございますので、一応そういった点を今後も、ぜひ視察地としてそういったところの自治体を参考にさせていただきたいなというふうに考えております。

それと、あと職員の処遇の関係で、ちゃんとした事業主体を選定してもらうにはというようなお話がありました。一応、この間、社協さんと町で視察しました大洗町のほうでは、まず大洗町の場合は行財政の改革の一環として保育所の民営化ということで話が挙がりまして、その中でまず民営化の事業者の公募を行いました。しかしながら、民営化の事業者、地元にも一応私立の事業者はあったんですが、手が挙がらなかったと。その次に大洗町のほうでは町内にいる私立の事業者のほうに直接協議を持ちかけたということでございます。残念ながら、その私立の事業者とは職員の処遇の関係で折り合いがつかず、町内の事業者の協力が得られなかったと、そういった中で最終的に町の社協さんのほうで手がけていただくという経緯があったというふうに伺っております。町としても、どうしてもできなければ、社協でとの考えは変わりませんが、大洗町のように町内私立保育所との協議も必要ではないかと思っておりますので、ご指摘の点については早急にまた詰めていきたいと考えております。

次に、民営化事業者の理事として町関係者が参画できるようなことを公募要件に加えるという点についてでございますが、これについては、町の民営化法人の選考委員会の委員であり、千葉敬愛短期大学の社会福祉及び児童家庭科の担当であります松本委員長に確認しましたところ、当初の公募の段階で載せてしまうと、事業者さんとしては縛りがかけられることで公募を控えてしまうであろうと。あえて公募に入れず、事業者が決定後、町の福祉事業に詳しい方を、個別に協議した中で了解をいただければという形がよいのではという助言をいただきました。町としましても、現状で問い合わせ事業者が少ない中で、松本委員長の意見を参考に、当初の公募には載せずに、選定後、事業者と協議を行う方向で努力をしていきたいと思っております。

それとあと、5点目の若い世代の少子化の歯どめをかける何らかの対応を、今現時点で事務局のほうで考えているかということでございますが、町のほうでは具体的にはっきりとした内容についてはこれから検討せざるを得ない状況でございます。あくまでも、今回の保育所整備、いわゆる施設の設備経費を削減できた中では、その削減の経費を改めて子育て支援にも盛り込んでいく必要があるとは考えております。今、議員さんからご提案のありました意見をもとに、また具体的な内容を事務局のほうでは検討していきたいと思っておりますので、またいろいろご意見等、ご協力等をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 私のほうから、5番目の今後の見通しというか、いわゆる少子化対

策に対する町の方針についてちょっとお話しさせていただきたいと思います。

さきの国会で、地方創生に関する法律が可決されました。その内容は、先ほどありましたけれども、これから人口減少の中で、各地方自治体が将来の人口ビジョンをまずつくってもらおうと、そしてそのビジョンに基づいて具体的な計画をつくるのが法律で義務づけられています。ですから、私のほうとしましては、先ほど藤乗議員から話が出ましたけれども、この地域の特性を生かした将来的な人口ビジョンというものをつくり、そしてその具体的な対策を計画にまとめてこれからやっていく必要が出てくるわけでございます。先ほどお話がありましたので、そういった有益なお話を参考にさせていただきまして、また皆様方の力もかりまして、本当に有効な対策を立てていきたいと思っています。

現在、少子化対策で、今町のほうで考えております具体的な政策としましては、第3子の保育料の無料化というものを現在部内では検討しております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） ありがとうございます。十分、早目に検討を進めて、いろいろなケースを考えてやっていただきたいと思います。

それでは、質問3点目に移らせていただきます。

3点目は、この保育所計画に伴いまして、保育所が移転した場合、その後の跡地や施設、この利用についての考えをお伺いいたします。

①東浪見保育所と一宮保育所の移転後の施設や跡地の利用についての計画はあるのか。

②今後の計画検討についての予定はどうか。これについてお伺いいたします。

○議長（島崎保幸君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 私のほうからお答えいたします。

まず、計画はあるのかということでございますけれども、東浪見保育所と、それから一宮保育所の移転後の施設や跡地の利用についての計画は現在ございません。もちろんこれにつきましては、今後検討していかなきゃならないと思っております。今現在考えられておりますこと、幾つかございますけれども、一宮の保育所は、東浪見保育所もそうですけれども、耐震の補強工事は終わっておりますけれども、一宮保育所はつくってから34年経過しております。一宮が34年、東浪見が39年経過しております。一つの考え方としましては、当分の間町の倉庫として利用するという考え方もございます。また、東浪見地区には子供たちの遊ぶ広場がないということで、子供たちからそういった要望が出ておりますので、施設を取り壊

して更地にして、子供たちが遊べる大きな広場として利用するという事も考えられています。また、資産の有効利用として、取り壊しての売却も一つの方策として考えられます。いずれにしても、今後どういうふうにして利用したらいいのか、皆様方から広く意見を聞きながら十分検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

これから検討ということでお答えいただきましたが、これまでここ数年の新規事業の取り組みの中で、施設設備の改修などの中に、補助金の期限が迫っているというような理由で、非常に短期間で設計して、十分な検討期間が置けないと、そういう形で進められてきた事業が幾つかございます。一宮の中学校の体育館の改築あるいは海岸広場の整備、こういったものがすぐに思い浮かぶわけですがけれども、これらの幾つかのケースを思い起こして、あらかじめ今回の事業に関しては検討を進めておいたり、意見収集を十分進めて、いろいろなケースを、案を検討していただくという計画性があれば、慌てずによりよい形に進められるのではないかと思います。

こうしたことを踏まえまして、保育所の整備計画に当たりましては、東浪見や一宮保育所が移転された場合の跡地利用、これが無駄にならないはずですから、執行部の中でもいろいろ考え方があると思います。例えば町のほうで考える場合には福祉健康課のほうでお話がありました子育て支援室ですとか、あるいは公民館の一部代替機能というようなことも考えられますし、改めて図書室を移転して利用できるような複合的な場にしてもいいのではないかと思います。それだけではないですけれども、近年は市町村の合併が進み、これが一段落した段階です。その中で、小中学校が合併されて、あるいは役場や公共施設が統合や廃止によってあいてしまっているということの跡地利用、これが非常に問題となっています。管理の面でも負担になっていくわけですね。県内でもさまざまな事例があるようですけれども、中には道の駅として利用するというような計画が進められているものもあります。

一昨年から、国交省でもこうした施設などを集落地域の小さな拠点という形で活用することが推奨されています。ガイドブックなどもつくられておまして、いろいろな地域での事例も公開されております。例えば地域内での多くの世代の交流拠点、住民の見守りのための拠点、その他いろいろな活用方法があると思います。

一宮の場合には、公でそうした形で進めるというだけでなく、民間に、あるいは町民の各種団体とかに利用していただくという考え方もあると思いますので、例えば現在町民提案事業など幾つか進められております。こうした活動の拠点として利用するというのも考えられると思います。先ほど私が提案しましたような事業に対する活動の拠点というふうにご利用するケースも考えられると。高齢者や子供たちの交流拠点として、都会からの来訪者や移住者のための活動の拠点ということですが、必ずしも町が主導として使うという考え方でなくてもいいのではないかとこのように考えますので、こうしたことをどうやったら地域の、あるいは住民全体の利益になるように使えるかということ、提案を積極的に受け入れていろいろなケースを、すぐに実行していくということではないですけれども、検討していくという取り組みが必要だと思います。いずれにしても、単に保育所をつくるという一方向だけでなく、もっと大きな目で、視野で計画を進めていただきたいと思います。その辺のところをお願いしたいと思いますが、町長のほうではいかがでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 藤乗議員からお話がありました小さな拠点づくりは、国のほうで打ち出している政策でございますけれども、これは過疎地域というのが対象になっておりますけれども、先ほど藤乗議員が言われましたように、要するに既存の施設、使えなくなった公共施設を地域住民が主体となつていろいろな交流事業とか、いろいろな見守りとか、地域の振興の施設に使うための考え方でございますので、この考え方も含めて先ほどお話ありましたけれども、保育所ができ上がって、要らなくなつてから考えるんじゃなくて、早目に検討して、しかも町だけではなくて、住民の皆様方からいろいろなご意見もいただきながら、アイデアもいただきながら考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） ありがとうございます。そうしましたら、そのようにお願いいたします。できるだけ早目に、大きな視点で進めていただきたいと思つた。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で藤乗一由君の一般質問を終わります。

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（島崎保幸君） 次に、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

私は、大きく2問質問いたします。1問ずつ区切って質問してよろしいですか。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○9番（鵜野澤一夫君） まず1番目、南消防署の移転について質問いたします。

現在、南消防署は40年を経過し、建物は老朽化しております。耐震上からも危険であります。長生郡市広域市町村圏組合では、来年度以降に建てかえの計画があります。長生郡市の40年前の消防署は、茂原市を中心に本署、西、南、北と4カ所でありました。現在は各市町村合計8カ所あります。南消防署は当時睦沢町を視野にして現在の位置にあります。睦沢町には現在佐貫分署があり、一宮町は現在の位置ではなく、町内の中心地に建てるべきだと思います。広域市町村圏組合で建設費を予算化しますが、移転場所の選定については町で決めなければなりません。

早急に移転先の選定について検討する必要があると思いますが、玉川町長には広域市町村圏組合の副管理者の立場でもありますので、両方の立場での見解を伺います。よろしく願いします。

○議長（島崎保幸君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 議員の質問にお答えいたします。

この件につきましては、平成25年3月に、一宮町の定例議会で総務文教常任委員会が南消防署に現場踏査を行った際、余りにも施設が老朽化して、地域住民の生命・財産を火災等の災害から守るためには、一日も早い整備が必要だという形で要望をいただいております。

南消防署は、当初睦沢町には分署がなかったため、現在のちょうど一宮寄りの位置に建設されたものと聞いております。一宮町にはご存じのとおりJRの線路が走っておりますので、南消防署から消防車両が出て行くときに、緊急時に踏み切りが遮断されて時間がとられてはまずいということで、宮原のほうを回って町の東部とか南部へ向かうというのが現在の実情でございます。その結果、現在の南署から約10分から15分、それから救急車両の出動状況によっては15分以上、東浪見方面へ出動する場合かかるケースがあるというふうに聞いております。

このような立地条件では、住民の命にかかわる一刻を争う現場に対応することが極めて困難です。そういうことで、実は昨年広域消防本部で、現在の消防署の配置、現在8つございますけれども、それをどういうふうにしたらいいのかといった適正な配置のための調査を、

業者に委託して調査を実施いたしました。その結果に基づきまして、消防力適正配置に関する意見書という形で、私たち管理者のほうに答申が出されました。その結論は、現在8つの消防署をそれぞれの地域に最もいい場所に移動させていくのが一番いいんじゃないかという答申でございます。現在、これを受けまして、管理者会議で最適配置について検討している段階でございます。

ちなみに、一宮町の場合、最適地はどこかといいますと、東野というふうになっております、この答申に基づきますと。東野付近が最適配置ということで、ここに配置しますと、町内の93%が7.5分以内にカバーできると。そして、10.5分で100%カバーできるということになっております。

南署は、先ほどお話ありましたけれども、建築から40年以上経過しておりまして、建築基準法の耐震基準を満たしておりません。まして耐震改修もまだ実施されておりませんので、大きな地震が発生しますと倒壊するおそれがございます。

昨年10月の広域管理者会議に出席した際、事務局のほうから、平成28年度から各消防署を順次計画的に整備を進めたいというお話がございました。私は一刻も早い建てかえを町長として、また副管理者として強く要望したところでございます。土地の選定には時間を要する可能性がございますので、適当である候補地がもし上がれば、実現に向けて交渉してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

答弁ありがとうございます。現在、私は長生郡市広域市町村圏組合の議員としてさまざまな問題について、協議しています。特に温水プールの施設、また長生病院における産科医の要望などしてきました。また、し尿施設、消防署の移転及び改築についても協議しております。

消防署についてですが、ただいま町長から答弁ありましたように、移転及び改築予定は、南消防署、それから長生村の入山津、それから長南の西消防署の3カ所であります。後に、南消防署が移転した場合に、佐貫分署も移転の可能性があります。睦沢町中心地に移転する可能性があります。入山津消防署については長生村の役場周辺に、西消防署は老朽化による建てかえ改築であります。町民の生命と財産を守る意味で、一宮町の南消防署は、ただいま答弁がありましたように、町の中心部に移転することが必要で、町及び議員の皆さんも一致

団結していただいて、一日も早く候補地を決めていただくことを切にお願いして、要望としてこの質問を終わります。

次に、2問目に入りますが、よろしいですか。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○9番（鵜野澤一夫君） 2問目の質問ですが、町のハウス農家に町の天然ガスをとということで質問いたします。

現在、ハウス園芸農業のハウス用ボイラーの燃料はA重油がほとんどであります。町のハウス温室団地では、ほとんどが約4カ月にハウス1棟、約300坪であります。ここにA重油代が75万円とのことです。また、あるメロンハウス経営者は、年間燃料費が廃油を使って、その燃料代が約400万かかっていると言っております。これらが天然ガスならば、燃料費は約半分以下になるのではと皆さんがおっしゃっております。

現在、長南町、睦沢町、白子町には町営ガスがあり、特に長南町の町営ガスでは一般消費ガス料金1立方メートル当たりは80円で、大口消費者は約40円程度の値段だそうです。

そこで玉川町長に伺います。

町主導により、県及び企業などに働きかけをして、地産地消の意味で、町の天然ガスをハウス農家に安く供給できないかを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 小柳事業課長。

○事業課長（小柳一郎君） 鵜野澤議員のご質問にお答えします。

一宮町には施設園芸農家が120軒ほどあり、面積としては約25ヘクタールあります。鵜野澤議員が言うように、ハウス用ボイラーの燃料はA重油がほとんどであります。

主要作物であるトマトの値段は40年前とさほど変わりませんが、経費は高騰しており、特に最近の重油の高騰は、施設園芸農家には大きな打撃です。現在、県補助事業でもある電動ヒートポンプを重油代の削減のため施設に導入する農家も少しずつふえています。

今年度、重油の高騰のため、事業課を通じ、まき温風暖房機を県補助事業で入れる農家もいます。それを見てもう1軒導入予定の農家も出ております。

しかし、天然ガスを導入できれば、施設園芸農家の負担軽減は明らかであります。先般、若手施設園芸農家とも話したところ、問題点としては配管工事費、天然ガス暖房機の能力、販売権のあるガス会社である大多喜ガス会社との交渉など多々ありますが、町として早急に取り組んでまいりたいと思います。

なお、この議会終了後、大多喜ガス会社との協議を行うことも決まっております。鵜野澤

議員についても今後ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

答弁ありがとうございます。私は、この件に関してハウス温室団地の組合長、またあるメロンハウスの経営者、それから長南ガスの課長さん、伊勢化学工業株式会社の執行役の方、また配管工事関係者と協議をしまいいりました。さまざまな問題がたくさんあります。大多喜ガスさん、伊勢化学さんの関係者の方々は批判的な話はしなくて、前向きに考えていけば必ず前は見えてくるということをおっしゃっていただきました。町主導で勉強研究会を開催していただき、ゆっくり、二、三年でも年をかけてじっくりと研究していくことを私は要望して、この私の質問を終わります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で鵜野澤一夫君の一般質問を終わります。

会議開会后、1時間30分を経過しましたので、ここで15分程度の休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時51分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（島崎保幸君） 次に、志田延子君の一般質問を行います。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。よろしくお願ひいたします。

私は、町勢要覧作成について質問させていただきます。

新庁舎が完成して以来、視察等に訪れる他町村の方々に、新しい町勢要覧を提供したらいかがかと思います。特に、作成する場合、まず前のを参考になさったらよろしいと思うんですが、1998年作成の町勢要覧は「未来への歩みを」という題でもって、このような「未来へ、その歩みを」と、こういうふうなもので作成されております。それから、6年後だったんですけれども、2004年はこれは多分その当時合併ということがいろいろ言われていたもの

で、この当時の首長がやはり自分の思いでもっておつくりになったと思いますが、こちらのほうは「文化往来」ということで、一宮町の特性を非常に生かした町勢要覧になっております。

それで、玉川町長、2期目を迎えられております。それから、庁舎が新しくなりました。特にこの2004年のときの町勢要覧をつくられてからもう10年たっております。ぜひ、皆様に、確かに今インターネットとかそういうことで、ホームページで見られるとか、いろいろなこととおっしゃる方はおりますが、私たちなかなかやはりもう65歳以上ですと、そういうことも、見ることもなかなか不可能なので、ぜひやはりこういう冊子にさせていただいて、提供していただけたらありがたいなと思います。それに関して町長の考えを示すにはとてもよい機会だと思いますので、そのようなこと、いろいろなこの資料についてはちゃんと蓄積がされておるので、そんなに時間的にかけなくてもいいと思うんですね。だから、ぜひ早くおつくりになっていただけたらと思うんですが、お考えをお聞かせ願います。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 志田議員の質問にお答えいたします。

町勢要覧につきましては、今までの作成は、首長がかわった場合の節目で作成がされておりましたが、2004年を最後に10年ほど作成してございません。理由といたしましては、近年はパソコンの普及により、町のホームページで行政の仕組みとか観光とか文化などが閲覧できるようになったという関係もございます。また、作成費用が300万円前後かかりますので、財政面を考えて作成は控えてまいったわけでございます。

近隣市町村のほとんどは、町制何十周年記念というような形で、節目で10年に一度の作成となっております。その他は、首長がかわった場合に作成している町村もございます。一宮町も10年間作成しておりませんので、現在は視察等で訪れる方々には、るるぶ一宮町の観光パンフレットと、それから最新版の町の人口や財政などの資料をつけまして、これをお渡ししております。新しい町勢要覧をどの時点で作成するのがいいのか、これから十分検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

志田延子君。

○11番（志田延子君） 今の答弁ですが、もうちょっと積極的に考えていただきたいんです

ね。確かにるるぶも、申しわけありませんけれども、あれ、とても間違ったところがたくさんあるんです。そして、一宮町の文化的なものとか歴史的なものに関しては余り載っておりません。そして、確かに最新版の人口、財政と、そういうのを資料をつけてあるにしても、町長、やはり自分がどんな町にしたいかとかどういうふうにとということと、特に新庁舎ができたということがとてもターニングポイントです。ぜひ早くつくっていただけるように要望いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（島崎保幸君） 以上で志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 渡 邊 美 枝 子 君

○議長（島崎保幸君） 次に、渡邊美枝子君の一般質問を行います。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

介護保険について質問させていただきます。

日本共産党の一宮支部が行った町政アンケートによりますと、特別養護老人ホーム増設の要望が多く寄せられておりました。

ところが、ことし6月18日にこの要望に反するような医療・介護総合法が国会で成立して、医療においては入院ベッドの削減と入院日数の短縮、そして介護においては要支援者が介護サービスから外されます。そして、特別養護老人ホームには要介護1と要介護2の方は申し込んでおくことさえできなくなります。それで介護保険の利用料も一定所得以上の人は1割ではなく、2割の負担になります。低所得者対策としての施設介護などの補足給付の減少など、利用者や家族に負担が及ぶ制度となります。補足給付が縮小されますと、特養にいることもちょっと困難になったりするんですね。

国は、在宅で家族が介護するという方向で進めているんですが、社会構造が変化する中で家族が一日中介護に時間をとられるということは、さまざまな深刻な問題を引き起こしかねません。「老老介護」というのもありますけれども、これはまだいいほうで、認知症の方が認知症のご家族を介護する「認認介護」なんていうのもあります。それから、虐待というのも出てきます。虐待とただ言っても、歩き回る、徘徊する方の手足を拘束するのも、あれも虐待のうちになるんです。これでは介護保険が始まって、本来の介護を社会全体で支えるという目的からも決してよいことではないと思います。

先日、11月24日、NHKのラジオ第一放送を聞いていたんですけども、「ガチゴエ」と

いう番組、若い人の番組だったんですけれども、「～追いつめられる若者たち～ ブラックバイト ヤングケアラー」というのをやっていました。

ヤングケアラーというのは、親や祖父母など家族介護を担う10代、20代の若者のことです。その番組の中で、自分は一体何のために生きているのかとか、介護は自分の日常生活に食い込みますという若い人の声が寄せられていました。介護は夜も昼もありません。学業や仕事にも困難を来すでしょう。老老介護からヤングケアラーに至るまで介護は大変です。

さて、介護保険法第5条3項では、国家及び地方公共団体の責務として、国及び地方公共団体は、被保険者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう保険給付にかかわる保険医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防、または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ、包括的に推進するよう努めなければならないとしています。

今、町では平成27年度から29年度の3年間にわたる介護保険事業計画が策定に入っていますが、住民の要望に応える介護事業計画の策定が望まれます。そこで、以下の点と、それに関連することを伺います。先ほどの町長の報告ともちょっとダブっちゃうかもしれませんが、よろしくお伺いいたします。

まず1つ目に、特別養護老人ホームの増設については、昨年12月議会にて第6期介護保険事業計画に入れて「設置に向け努力します」と答弁されました。そこで、特養の待機者は7月現在で94人であり、要介護4、5の人は47人、3を入れますと3、4、5の人は71人となります。特養設置へ向けた早急な対応が求められます。どのように検討されているのか具体的にお伺いいたします。

そして2番目として、高齢者の経済的な負担はふえる一方です。年金は減らされますし、けさも何かラジオで食品が値上げになると言っていました。そういう中で、介護保険料の上昇は抑えなければなりません。町の第6期介護保険事業計画では、介護保険料の現行の月額基準額の4,250円、これ年額にして5万1,000円、これを大幅に上回り、月額5,000円を超えると試算されています。年額にして6万円ですから、かなり多いと思いますが、財政安定化基金の返還金や介護給付費準備基金残高など、また、6期の介護保険給付費の過大な見積もりはないのかなどを考慮した介護保険料を総合的に試算することが必要です。介護保険料の試算状況を具体的にお伺いいたします。

3番目といたしまして、医療・介護総合法の成立によって、介護予防事業が新総合事業へ移行されますが、町はどのように対応しているのかお伺いいたします。介護の質は低下しないとか、そしてボランティアがサービスに当たるとも言われていますけれども、一見これほほえましく感じられるんですけれども、それによって専門の介護職員の待遇が今以上に低下しないかと大変気になることです。

以上、3点よろしくお願ひいたします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 渡邊議員の質問にお答えいたします。

まず初めの特別養護老人ホームの増設についてどのように検討されているのかというご質問でございますけれども、この増設につきましては、現在町内には一宮苑に50床のみでございます。先ほどお話がありましたように、これを希望されている方が、現在要介護4及び5の待機者が47人いるということから、第6期介護保険事業計画作成委員会に60床の特別養護老人ホームを設置することを提案して検討していただいております。

その進行状況でございますけれども、12月4日に作成委員会を開催いたしまして、特別養護老人ホームの設置に向けて概要説明を行ったところでございます。今後、1月中にあと2回作成委員会を開催する予定でございます。また、先月県で行われました特別養護老人ホーム等の施設を設置する場合の説明会にも町のほうから出席してまいりました。施設の開所時期については、介護事業所の公募とか選定等の手続が27年6月までスムーズにいった場合には、開所時期は29年後半ということでございます。

ほかの質問につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、渡邊議員さんからの2点目、3点目についてお答えいたします。

介護保険料の試算につきましては、第6期では新たに特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設及び老人ホームの設置を見込んだ試算で、月額6,200円ということになっております。

なお、ご質問でございました財政安定化基金からの返還金や介護給付費準備基金の残高等を投入しないかということですが、今回は国からの指示がなく、財政安定化基金からの返還金は見込めません。介護給付費準備基金からも、現在、26年度の決算見込みでは

500万円程度の残高が見込まれましたので、全額投入して計算はいたしております。

また、過大な見積もりはないかということでございますが、町としてもできるだけ上昇は抑えていきたいと考えておりますので、過大見積もりとならないよう見直しを行ってまいります。

3点目の総合事業に移行する場合の介護職員の待遇の低下ということでございますが、町が介護予防事業や要支援認定者の通所介護あるいは訪問介護を総合事業に移行する時期が、29年4月に長生郡市7市町村で同時期に移行する予定でございます。この移行に伴いまして、要支援認定者の通所介護及び訪問介護が介護給付事業から地域支援事業に移り、介護の専門職でない人がサービスに当たることが可能となります。しかし、一宮町の周辺には専門の介護事業所ばかりであることから、専門の介護のサービスを引き続き受けられ、心配されていた介護の質は下がらないものと思います。

移行までの2年間ですが、地域ケア会議の設置や認知症初期集中チーム等の設置等、課題はございますので、これから検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。再質問させていただきます。

質問1のご答弁では、スムーズに行った場合とありますが、もし、スムーズにいかなかった場合ということもあるんですね。それで、7期にずれ込む可能性があるのかどうか、気になるのでお伺いいたします。

質問2のご答弁では、介護保険料が月額6,200円ということですが、その算定基準をお伺いします。特別養護老人ホームなどの施設のオープンを見込んでということならば、ずれ込む場合には3年よりずっと前から待たされても6,200円の負担ということになってしまいますので、これちょっと重いかと思えます。6期には施設のオープンを見込んだ額を除いた保険料にはできないのでしょうか。それと、介護保険料は月額5,000円が負担限度と昔から言われていましたけれども、そして大阪社保協の資料によりますと、2012年9月14日厚労省レクチャーで、厚労省が一般会計繰り入れを禁じる規定や制裁措置はないと説明されています。もちろん慎むべきとは言っていますが、やってはいけないとは言っていないんですね。全国で12の自治体が行っているということなんです。まずは、一般会計の繰り入れをして負担額を下げる努力をするのがよいかと思われまます。そして、同時に国にも負担してもらわなければならない

と思います。これについていかがお考えでしょうか。

そして、質問3のご答弁では、介護の質は下がらないと答弁されました。専門職がサービスを行うからということですね。その専門職ですが、低賃金でハードな仕事をしています。介護職員の待遇が悪くならないよう、国に対しても町は要望すべきと考えます。

そして、4番目、気になったことですが、長生郡市の介護保険料は幾らでしょうか。それから、特養を開設した前後はどうなっているのか、ちょっとつけ足しでお伺いさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 再質問についてお答えいたします。

質問1の答弁の関連でございますけれども、もしスムーズにいかなかった場合、7期までずれ込む可能性はあるかというご質問でございますけれども、この開設は事務手続など順調にいつて29年度後半という形で申し上げたんですけれども、現在建設工事が、これは東京オリンピックの関係とか、あるいは東日本の復興の関係等ありまして、工事関係は大変集中というか多忙で、建設工事が非常に混み合っておりまして、事務手続のほか何らかの支障が生じた場合には、その関係で7期にずれ込む可能性はあると思います。

それから、もう一つの介護職員についての国に対して介護報酬の引き上げを要望することが必要ではないかというご意見でございますけれども、後でちょっとお話し申し上げますけれども、9月にちょうどこの町内にあります介護施設の方を集めてお話を伺ったんですけれども、そこでもそのお話が出ておりました。非常に賃金が低いと、そして待遇が非常にハードな仕事だということで、非常に定着率が悪いと、一年中募集しても人がなかなか集まらないというような状況でございまして、やはり介護報酬引き上げをしなければどうにもならない状況になっているということは私も認識しておりますので、これからも機会を見つけて国に対して要望していきたいと思っています。

ほかの質問につきましては担当課長から答えさせます。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） まず、介護保険料月額6,200円の算定根拠ということでございますが、これは国から示されましたワークシートという試算シートに、人口の推計値、認定者数の推計値、介護給付費の実績値や実績見込み及び新規事業で見込まれる介護給付費を入力しまして算定されたものでございます。

なお、厚生労働省が一般会計からの繰り入れを禁じる法令や、それに伴う制裁はなく、実際に繰り入れを実施している自治体は全国で12自治体であると把握していたようでございますが、一宮町としては保険料軽減のため、一般会計からの繰り入れについては今のところ考えておりません。一宮町では介護予防事業や医療と介護の連携を図り、できるだけ介護認定者が少なくなるよう検討を加えてまいりたいと思いますが、居宅介護や施設介護など、利用者数や給付費は高齢者の増加に伴いまして、右肩上がりで増加していることから、第6期では6,000円を超える金額となったものでございます。国では、介護保険制度の発足当時には5,000円は突破しないという見解でございますが、第5期では多くの自治体で5,000円を超えたため、財政安定化基金の一部取り崩しを行うなど対策が行われましたが、今回はそのような措置を講じる通知はなく、補充できる財源はわずかでございます。

また、5,000円を超えた分は国が負担すべきというご意見でございますが、介護保険は社会全体で高齢者を支える制度でございますので、機会を捉えまして国の負担割合の増額を要望してまいりたいと思います。

もう一点の、長生郡市の現在の介護保険料はということでございますが、現在の第5期の介護保険料は、長生村が4,050円、茂原市と一宮町が4,250円、白子町と長柄町が4,300円、睦沢町が4,400円、長南町が4,800円でございます。

なお、次期、第6期の介護保険料は、各町村ともに検討中でございますので、具体的な数値は申し上げられませんが、平均で5,000円半ばということで検討がなされております。

また、施設の開所前後ではどうかということでございますが、長柄町で18年に特別養護老人ホームを開所した50床の特養のときには、前年度2,600円、開所年度が3,700円、白子町では15年度に開設した50床の特養のときに、前年度が2,333円、開所年度が2,400円ございました。

保険料だけの比較では明確でないため、特養の給付費のみに着目して比較したところ、開設前、開設後で10%程度の伸びを示しておることがわかっております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

再々質問というか、これ要望でございます。

特養ホームの開設が7期にずれ込むこともあるということですが、その結果、要介護度が重くなってしまう方、そういう方をふやしかねないんです。ですから、これはできるだけ早

く開設することを要望します。よく介護なんかでご自宅でする場合、寝かしたきりにしておくと、家族が楽だからということで寝かしきりの介護をされる家族もあると聞いているんです。そうしますと、要介護度を重度化してアップさせてしまいますから、かえって町の負担が重くなるかと思います。

それから、2番目ですが、保険料の額を納めるために、介護認定者が少なくなるよう検討とありますが、これはあくまでも介護予防に力を入れるということですよ。まさか新しい法律のガイドラインにあるように、要介護認定を受けさせない水際作戦というのがあるんだそうですけれども、それによってということではないですよ。これは絶対にやらないでください。これをしてしまったら、逆に要介護度を上げてしまう危険性もあるんです。そうなってしまうと、ご高齢者の方だけじゃなくて町にも負担がかかってしまいますから、これはやめてください。ですから、水際作戦というので保険料の額を抑えるのではなく、介護予防に力を入れていただけますよう要望します。

それと、介護保険制度はもともとこれ不完全な制度だということは、私だってわかっております。国もそれがわかっていてスタートしたのですから、保険料を町が負担できないというのでしたら、国に対して負担を強く求めるのは、これは間違ったことではないと思います。

そして、3つ目に、介護施設というのはそこに働く職員で保っているようなものなんです。でも、なり手がいないというのは、これ大きな問題ですから、これには待遇改善しかありません。国への要望をお願いします。

それから次に、要望というより、一つ提案があります。東京の北区で特養ホームと保育園が併設されることになりました。これは高齢者にとっても幼児にとっても情操的に大変よいことだということは介護職をしてきた私でも経験上実感しております。これも検討の価値があると思ひまして、つけ加えさせていただきました。

以上をもちまして、私の質問は終わらせていただきます。失礼いたします。

○議長（島崎保幸君） 以上で渡邊美枝子君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（島崎保幸君） 次に、袴田 忍君の一般質問を行います。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。

きょうは3点ほど私の一般質問がございますので、1問ずつ区切らせて質問させていただ

きたいと思いますが、よろしいでしょうか、議長。

○議長（島崎保幸君） どうぞ。

○8番（袴田 忍君） よろしく願いいたします。

それでは、まず1問目なんですけど、私、6月の一般質問において、高齢者の施設整備について質問させていただきました。その回答の中で、介護施設や専門知識を持つ関係者の意見を聞いて今後実現可能な方針を検討しますと回答が出ております。その回答から、実は9月26日、これちょうど私たちが議員の説明会のあった日なんですけど、それでちょっと私も出られなかったんですけど、26日、町行政、これは高師課長がいらっしゃいますけれども、福祉健康課と町内にある介護施設事業者との懇談会が開かれましたね。活発な意見、議論があったと私は聞いております。私も質問した一人として、また厚生常任委員として、その懇談会の内容をやっぱり知りたいと思ひまして、今回この質問をさせていただくことにしました。会議内容についての事柄をお伺いしたいと思ひますが、課長、よろしく願いします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 先ほどの議員の質問にお答えいたします。

この6月議会ですね、袴田議員のほうから今のようなご質問をいただきまして、これを受けまして、町内の事業者の方に集まっていたいただきました。当日は町内の11の事業所から、施設の施設長とか管理者の方、13人の方にお集まりいただきまして、私も出席してお話を伺いました。

開催の目的は、介護施設の現在の運営状況についてまずお聞きしたいということと、それから介護保険事業計画の作成年度ということでございますので、専門家の皆さん方から意見をいただきたいということと、それから特にこの前ご意見にもありましたけれども、町には昔あった老人福祉センターのように元気なお年寄りが集まってお風呂に入ったり、お話をするような、そういう場所はございません。また、かといってなかなか町の単独でそういった施設を整備するのはなかなか難しいということで、町にありますそういったいろいろな介護施設を、地域の高齢者の方に開放できないかというご提案ございましたので、それについてのご意見を伺うということで、この懇談会を開いたわけでございます。

まず、介護施設の利用でございましてけれども、多数の事業者から非常に温かいといひますか、できるだけそういうものに協力していきたいという温かいご意見をいただきました。ただ、開設した場合には、職員を配置することがやっぱりどうしても必要になってくると。そ

うすると職員の休日の問題とかいうのございますので、職員をどうやって配置していくのかということですね。もう一つは、利用日は当然定休日等に限られるというような、そういう制約も伺いました。これについて何とかできないかということで、今後検討することになりました。

また、施設の事業所の運営状況について伺ったところ、どの施設も小規模な施設でございまして、財政的に大変やっばりやりくりが難しいと。特に、ことし、例えば年の暮れのボーナスも支給できるかどうかわからないとか、大変経営者の方も苦勞している状況がうかがわれました。

それから、職員の待遇については非常にやはり問題があるということで、スタッフが大変不足していると、定着率が悪いということで、一年中募集していてもなかなか応募がないというような状況で、今後は外国人労働者についても考えなくちゃいけないというような話がありまして、やはり職員の待遇改善というのが急務だということを私も実感させていただきました。

最後に、町のほうから、27年度から実施します介護支援ボランティアポイント事業という事業がございまして、その協力を施設の方をお願いいたしました。これはどういう事業かといいますと、そういった介護の関係をボランティアの方がお手伝いしますと、1時間1ポイントという形でポイントを与えまして、そのポイントをいただいた方が町の商工会の商品券と交換できるという制度でございまして、これが27年度から今考えておりますけれども、そういった事業への協力をお願いしたわけでございます。いずれにしましても、私にとりましても、また私たち担当者にとりましても、また施設の経営者にとっても大変有意義な会議となりましたので、今後これを継続的に、定期的で開催していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問をお願いします。

袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） ちょっと再質問でございますが、よろしくお願ひいたします。

9月25日、本当にこういった活発な意見が飛び交う中で、やはりお金の問題、金銭の問題、それからやはりスタッフの不足というものが出ております。やはりスタッフの不足ということに関して、これに並行させれば、利用者、介護施設を使う利用者がかかなり多いのではないかという気もするんですね。やはり今定められた事業者の定員の枠の中にスタッフがいるわけですけれども、そのスタッフで足りないというのであるということは、それなりの利用者

が多いということだと思っんですね。その利用者に関してちょっとお聞きしたいんですが、今現在、これは私も聞いた話ですけれども、町内、それから町外の施設を利用している方もいらっしゃると思っんです、その辺の数はどれくらいかということをおちょっと教えていただきたいと思っんです。

それから、もう一点なんです、この介護の中で、確かにスタッフの問題、それから金銭の問題もありましたけれども、それ以外に事業者のほうから、こういう問題があるんだというものがあれば出していただきたいと思っんです。この2点をお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 再質問の関係、私のほうからちょっとお答えいたしますと、懇談会の中で、町が検討できる新しい事業についての意見でございますけれども、先ほどお話ししたように、施設の方は基本的には何とか協力したいということで、例えば職員の配置についても、先ほどお話ししましたが、ボランティアの方に参加していただいてお手伝いをしてもらうとか、あるいは職員の配置について何らかの町のほうの補助というんですか、そういった財政的な支援があれば可能ではないかなという話もちょっと出ておりましたので、これについてはまた検討したいと思っっています。それ以外については担当課長から答えさせていただきます。

○議長（島崎保幸君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 施設の利用人数についてでございますが、26年10月のデイサービス利用者数については延べで148人ございました。そのうち町内の施設利用者は87名、町外の施設利用者は61人という状況でございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） ありがとうございます。質問ではございません。ちょっと要望というか検討でお願いしたいと思っんです。

町内、町外、これはその人それぞれの好き嫌いと言ったら失礼な、語弊がありますけれども、その施設を選ぶのはやはり皆さんですので、人数的には町外に出る方もいらっしゃるということ、これはわかります。でも、やはり今町内でそれだけの人が入れて、それに合わせて施設が潤うのであれば、ある程度資金面についてもかなり楽になっていくのではないかなと思っんです、その辺を少し町内のサービスの宣伝もやはり町として、していただきたい。

それから、もう一つは、やはり事業者からもございました。保健師が訪問することもありますし、我々厚生常任委員会が年に一回現場踏査でお伺いいたします。でも、やはりもっともっと行政の方に来ていただきたい。来ていただいて見ていただきたい。そして、その中身を見ていただいて、検討していただきたいという要望も私もらったことがあります。ですので、やはり町長は忙しいでしょうけれども、町長、副町長、時には、将来利用するわけですから、やはり見ていただいて、今後、こういうところが足りないというものを見ていただければ非常にありがたい。やはり足を運んでいただきたい。そういうところをお願いしたいと思っております。検討でございます。

それでは、2問目へ。それでは、質問の2にいかせていただきます。

鳥獣被害対策に関して質問させていただきます。

これは以前にも鶴沢一男議員からも、藤乗一由議員からも、この問題について質問されたことあると思います。それで、その後、町としての対策をとってあるのか、その辺についてひとつお伺いしたいと思います。

また、これ、実はまた新聞の記事で申しわけないんですが、これは先月ですね、11月17日の千葉日報の新聞の中身の1ページなんですけれども、外来生物による県内農業被害は年間3億円を超えていると。県は各農業事務所を通じて市町村に働きかけを行っているということなんです。それは何かといいますと、「鳥獣被害対策実施隊」、これは私もちょっとお聞きしましたら、これは狩猟する方、狩りをする方、鉄砲を持っている方、そういった人の整備を進めたらどうかという話なんです。実際に一宮の場合には猟友会もございましたけれども、十数名しかいない。それからまた、それを同行する犬も非常に少ないという中ではなかなか進まないということがあるんですが、その辺の対策について町はどういうふうを考えているのかお伺いしたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（島崎保幸君） 小柳事業課長。

○事業課長（小柳一郎君） 質問にお答えします。

藤乗議員からは、昨年3月議会で町の鳥獣被害対策について質問がありましたが、町ではその年の1月に、議会、農業関係団体、農協、猟友会、町関係課長等を委員とした「一宮町有害鳥獣対策協議会」を設置しており、広報、ホームページ等を通して有害鳥獣の怖さ、そして有害鳥獣から町を守るための防止方法等、町民の皆様にお知らせしてまいりました。

その一方で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により、わな猟免許と捕獲の許可手続なしに動物捕獲はできませんので、住民の方々に捕獲等の担い手、従事者と呼んでおり

ますが、になっていただけるよう呼びかけたところ、わな猟免許は8名の方が取得してくれました。

協議会では、平成25年度に大型獣用箱わな14基、小型獣用箱わな65基、電気柵4段9,450メートルを9区-2の水田周りに設置、総額627万5,000円、平成26年度に電気柵4段1,330メートルを9区-2の水田周りに設置、総額76万5,000円、全額国の交付金で購入、設置してきました。27年度についても、協議会で協議し、被害のあった場所に電気柵の設置等、またわな猟免許の取得について呼びかけてまいります。

また、国は鳥獣捕獲強化のため、猟友会メンバーを雇い上げ、1年を通しての鳥獣捕獲を目的とした「鳥獣被害対策実施隊」の設置を町に呼びかけてきています。全国では北海道、東北を初めとした山間部の市町村で設置しています。県内では、睦沢町、鋸南町の2町が設置しましたが、鉄砲ではなかなか捕獲できず、町予算をかけた割に結果は出ておりません。

一宮町では、「自らの土地等を、自らが守る。他人まかせでは、被害がなくなる。」を対策方針をしており、むしろ「鳥獣被害対策実施隊」の設置でなく、わな猟免許の取得について呼びかけ、推進してまいりたいと考えています。

ちなみに、箱わなでの一宮町での捕獲実績ですが、平成25年度アライグマ19頭、イノシシ1頭、平成26年度9月までアライグマ13頭となっています。

なお、郡内町村の箱わなでの捕獲の多いところを紹介しますと、睦沢町は平成25年度アライグマ78頭、イノシシ179頭、ハクビシン28頭、長南町は平成25年度アライグマ246頭、イノシシ216頭、ハクビシン63頭、長柄町は平成25年度アライグマ152頭、イノシシ71頭、ハクビシン159頭となっています。また、鉄砲での捕獲実績を紹介しますと、長柄町、長南町、睦沢町の3町での合計捕獲頭数は、平成25年度イノシシ10頭となっています。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） ありがとうございます。非常に、鉄砲で撃つというのは非常に難しそうですね、やっぱり10頭しかとれない、とれないと言ったら失礼ですけども。やはり今課長のほうから出ました実施隊の設置ではなくて、わな猟免許の取得について呼びかけているという部分に関しては、私これで納得できました。

このわな猟免許を取るには、何か取得条件というのはあるのでしょうか。我々でも簡単に取れるもんなんのでしょうか、はい、お願いします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 小柳事業課長。

○事業課長（小柳一郎君） わな猟免許を取得するには、千葉県の狩猟免許試験を合格しなければなりません。受験資格は20歳以上の者、また狩猟免許を取り消され3年間を経過していない者や、躁鬱病等の者は受験資格がないとされており、通常の方であれば受験資格はあります。ただし、講習会を受けると合格しやすいとのことで、講習会費を入れると、わな猟免許を取得するには約4万円の経費がかかります。わな猟免許を取得した後、県に捕獲等許可申請を行い、従事者証の交付を受けた後捕獲ができるようになっております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） これは検討していただきたい部分でございますので、よろしくお願いいたします。

やはりこの鳥獣対策に関しては、かなりやっぱり山間部のほうが多い、今すぐこちらに押し寄せてくるというわけじゃありませんけれども、やはり餌がなくなり、食べ物がなくなれば、それなりに人に近いほうに近づいてくると思いますので、こういった鳥獣対策というのは、いるから始まるのではなくて、その前からの対策が僕は必要だと思いますので、ぜひ、一宮町はわな猟免許の取得を呼びかけているというのであれば、この辺の宣伝をしていただいて、わな猟免許を取っていただいて、皆さんで自分の町を守るというような方法をつくっていただければ、ありがたいのかなと思いますので、ぜひお願いいたします。

以上です。

それから、3問目に移らせていただきます。

これも、実は私、過去やっぱり数回お願いをしていることなんですが、危険物の撤去についてお願いしたいと思います。これは再度の質問ですが、「危険物撤去に関しては、条例を制定し、行政処分による撤去を考える」という形で前回答えをいただきました。しかし、それからもう1年が大体過ぎるんですけども、その進捗はどうなっているのかということですね。

それから、もう一つ、実はこれは煙突の問題を今言っているんですけども、今煙突以外に、宮原に煙突の下の建物が非常にもう、見るからにもう廃屋というか、この前の台風、9月の台風で、実は上に大きい水タンクが2つあるんですけども、1つは下に落ちちゃいました。もう1つは宙ぶらりんになっている状態なんですね。その状態でまだ置いてあるんですね。

やっぱりその周りの人たちは、あのタンクがいつ飛んでくるんだろう、そういうものを見ますと、議員さん何とかしてよと言われても、私たちが登ってとるわけにもいきませんものから、これはやはり町の、行政のほうの力をやっぱり十分に発揮していただいて進めなくちゃいけないのかなと思いますので、その辺の対策をお伺いしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 小柳事業課長。

○事業課長（小柳一郎君） 著しく老朽化が進み、周囲に悪影響をもたらす危険な空き家については、最終的に撤去する必要があると考えます。こうした空き家の撤去は、本来は所有者によって行われるべきものでありますが、所有者の自発的な措置を期待しているだけでは、なかなか対策が進まないのが現状であり、条例をもって撤去を進めている自治体がふえております。

しかし、条例によって所有者による撤去を促進したり、所有者にかわって撤去を進める施策には、代執行による空き家の撤去を行った場合の費用の回収性や費用の未回収の事例が続くと、空き家所有者のモラルハザードを招くことなどが危惧されます。いわゆる危険回避のための手段や仕組みを整備することによりまして、かえって人々の注意が散漫になり、危険や事故の発生確率が高まって、規律が失われることがあるということでございます。そのため、現在はほかの自治体の施策を精査している段階であり、条例の制定までには至っておりません。

今後の対策ですが、本年11月、国にて「空家等対策の推進に関する特別措置法」が可決され、県からの概要の情報としては全ての市町村長に空き家等への立ち入りや除却、修繕の勧告・命令が可能となるようであること、命令に従わない場合の強制執行の要件が緩和されようであることなどから、法律の施行にあわせて条文や国の基本方針等を精査し、町としての空き家対策の施策を検討、実施していく考えでございます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 再質問でございます。

11月に国のほうもこういった法律の成立ができたということは、大きな前進だと私も思っております。今後は町としても実効性のある空き家対策を期待しております。ただ、今現在危険な箇所については、相手方に文書で危険性を知らせることや撤去のお願いするなどの現実的な対応はしてもらえるのでしょうか。これ、即やれというわけじゃないんですけども、やはり手紙等を出していただくということできないのでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 小柳事業課長。

○事業課長（小柳一郎君） 今の再質問でございますが、所有者の連絡先がわかる事案につきましては、文書による修繕や撤去のお願い、今後行ってまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 要望でございます。

本当に早急をお願いしたいというか、やはり危険性のあるものは取り除かなければならないというものがあると思いますので、早急をお願いしたいと思います。私、今宮原にある建物だけをこの場所で言うておりますけれども、町の中にはかなりやっぱり空き家もありますし、危険な建物はまだ存在しております。この辺の調査をしていただいて、今後やはりその撤去というものを考えていただければ、これやっぱり町の仕事になるかと思ひますので、検討をひとつよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時04分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（島崎保幸君） 次に、焔場博敏君の一般質問を行います。

14番、焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。

改選後、初の定例議会なので、初めに、選挙公約でもあり、町民の強い願ひでもある国保税引き下げ問題について伺います。

国保問題については、これまでさまざまな角度からその問題点について取り上げてまいりました。町民が健康に暮らせる上でのセーフティネットであり、国民皆保険の性質上、国がその存立にきちんと責任を持つ制度でもあります。ところが、国庫負担金がたび重なる制度

改悪で削られ、全国各自治体で同じように財政危機が生まれております。

一宮町も例外でなく、厳しいやりくりをしておりますけれども、納税者は負担の限界を超えている実態になっております。農業者はことしの低米価で、一宮町で昨年と比べても1億円の減収、園芸農家も円安での燃料の高どまり、消費税8%への増税で諸物価の高騰等、経済的に疲弊をしております。商業者も同様です。加えて、労働環境も非正規雇用、この労働者が激増し、実質賃金は16カ月連続減少しております。このような中で、昨年度の大増税率アップが行われたわけでありましてけれども、選挙中の対話でも、毎期の税の納期が恐ろしい、税を納めるために働いているようで、全く余裕がない、何とか下げてほしいなど訴えられました。この願いは、短期間の取り組みでしたが、441筆、この署名に込められております。11月25日に町長に提出させていただきました。

国への国庫負担金増額を求めることは引き続き重要で、当然ですが、昨年の税率アップは上げ過ぎであります。平成25年度決算を見ても1億1,000万円余りの繰越金を出し、財政調整基金からの繰り入れ1,990万円、前年度繰越金が4,287万円あった分を差し引いても4,800万円の純増であります。毎月の医療給付費の増減を見ても、昨年の月平均給付額は8,000万円をちょっと出た状態でしたが、今年度の状態は途中までですが、7,600万円台と推移しております。これから冬場に向けて医療給付費が8,000万円台になったとしても、昨年同程度の決算が見込めるのではないかと考えられます。つまり昨年に続き、26年度繰越金が1億6,000万円前後見込めるということになります。被保険者1人当たり1万円の減税財源は、単純計算でも4,200万円です。十分次年度は減税が可能であり、1人当たり1万円の減税はすべきであります。町長は以前、どうしても赤字になるというなら、一般会計からの法定外繰り入れをすとの決意まで表明していたわけですから、予算編成に当たり、平成27年度減税の予算を組んで町民の声に応える決意の表明を願いたいと思います。

現況の経済情勢下では、国保加入者世帯の税負担は限界を超えています。先ほどの介護保険料も大幅アップが想定されている。このような答弁を考えれば、減税は待ったなしであります。見解を伺うものであります。

2点目として、保育所政策について伺います。

この問題では、法律が制定されるときに1回、大きな制度変更であると質問をした経緯がございます。その後、鶴岡議員がことしの9月議会で、子ども・子育て支援制度と認定こども園について危惧されている問題の質問をしております。それらの質問を踏まえて今回は、いよいよ来年から子ども・子育て新制度が始まり、町も一宮町保育所民営化ガイドラインや

一宮町公立保育所民営化法人選定委員会などを立ち上げ、公立保育所の移設・民営化・認定こども園化にかじを切ろうとしている中で、さまざまな問題が混在しております。議会と町執行部との意見の一致が現状では見られておりません。町の保育所移設計画では、町保育所民営化ガイドラインに沿って、平成28年に東浪見保育所を移設し、民営の認定こども園保育所型を開園するとしております。その後、一宮保育所も同様の手法で移設・民営化し、原保育所だけは公立保育所として現在地に残す計画になっております。この計画どおり進めば、一宮町に公立保育所1カ所、私立保育所1カ所、私立、これは民営ですが、認定こども園保育所型2カ所といった形態になる予定であります。特に、公立から私立へ、そして認定こども園保育所型と変わる中で、どの保護者も、関係者も、現在の保育の質を落とさない取り組みをどうつくるのか、つくれるのかが、一番の関心事になってくると思います。

そこで関連する何点かを伺いたいと思います。

まず1点目、現行公立保育所と私立保育所、または認定こども園でのそれぞれの保育料の仕組みはどうなるのか。現行、町の保育料は国の定めた基準より安く設定しているはずですが、これが民営化を機に、国基準になったのでは、相当の負担増になってしまいます。これまでの国基準と町保育料の差、どのくらいあるのかを伺います。今後の町内の各園で負担が変わりが出るのかどうか伺っておきます。仮に、滞納家庭が生まれた場合、町立であれば親切な相談、対応も可能ですが、民営になって退所を迫られることはないのかどうか伺います。

また、民営化認定こども園が特色を出そうとして、選択制での幼児教育をうたった場合、例えば英語とか算数とか国語とかを取り入れて、別料金の徴収をすることがあるのかないのか伺っておきます。お金のある家庭とそうでない家庭の子供、親の経済の都合で格差を持ち込んではならないからであります。

2点目として、ガイドラインでは三者協議が重要なウエートを占めております。このことが、児童福祉法24条1項で言う市町村の保育実施責任を実効性あるものに担保できると解釈してよいのでしょうか、この問題についても伺いたいと思います。

3点目については、保育の質の問題で伺います。

幼保連携型認定こども園の場合、こども園の教育・保育要領に保育所保育指針にあるような保育の狙いと内容が記述されておられません。そこには、貧しい保育感が見てとれます。子供の発達の記述もありません。現在の保育所では保育指針に基づき、遊びや生活の中で培われる学びへの意欲を引き出す保育がされているはずであります。今検討されているのは、認定こども園保育所型でありますけれども、子供の多面的な能力を引き出す点で画一的な教育

の成果だけを求められるのでは、そういった心配について伺います。小学校の準備教育として、例えば学校の授業時間になれるために、その時間、今45分かと思えますけれども、その時間だけ黙って人の話を聞ける子供づくり、こういうような内容などが行われなどうか、この点についてであります。

次に、保育の生活リズムの点で問題点が懸念されます。新制度の認定こども園保育所型のメリットとして、子供たちの利用認定を1号認定、保育を必要としない満3歳以上の子供、2号認定、保育を必要とする満3歳以上の子供、3号認定、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児と区分をしております。そして、どの子も認定こども園に入園できることがメリットとして説明されております。具体的に想定される生活リズムを見てみますと、3歳以上の教育時間4時間の子供、1号認定と、保育時間8時間ないし11時間の子供、2号認定と一緒に教育・保育をすることになります。まず、朝8時前後に2号認定の子供が登園をし、保育が行われます。しばらくして、1号認定の子供が登園し、例えば9時から13時、この間、1号認定と2号認定の子供は年齢ごとのクラスを編制して教育を受けます。1号認定の子供が昼過ぎに帰宅すると、2号認定の保育が再開されます。1号、2号認定の共通する4時間を中心に据えた園生活を行うことによって、時間を費やすような遠出、これがしにくくなる、こういったことは懸念されております。保育所では3歳から5歳児のほとんどが午後からお昼寝をしますが、1号認定の子供が一緒に認定こども園では、帰宅する子供がいるためにお昼寝をいかに設定するかが難しくなります。1号認定の子供の生活リズムが基本となることから、2号認定の午睡の設定が見送られることが出てきそうであります。教育面でも1号認定と2号認定の子供たちが一緒にクラスで教育を受けることになります。1号認定の子供は保護者から離れて初めて体験する集団生活の場で不安がいっぱいです。一方、2号認定の子供は2年目、3年目の園生活で安定感と自信がいっぱいであります。生活面での自立度も両者に大きな差があると思われまます。このような中で、園生活にはさまざまな困難が伴われると思います。クラス運営が大変です。保育士の苦労も経験が必要とされます。また、保護者会を開く場合にも親の就労の違いがあるので、会の時間設定等、苦労と負担の発生が懸念される。こういったこともあります。

4点目として、総じて新制度の認定こども園化には解決すべきリスクが相当予想されます。保育所ガイドラインでの民営化、認定こども園保育所型化、方針には、理由も述べられていますけれども、想定されるリスクの明確な解決策が求められるまで認定こども園化はすべきでないと考えますが、町の保育所政策についていま一度このままで進んでいくのか伺いたい

と思います。

私は議会と町執行部との集中審議などを行い、方向性を、至急図るべきだと考えますが、見解を伺いたいと思います。

いずれにしても、新制度、新方針になってもこれまでの保育の質、内容を後退させない取り組み、より充実を図る観点からの質問ですので、答弁をよろしく願いいたします。

最後に、米価下落対策について伺います。

9月議会以降、米価下落に対する緊急対策を政府に求める要請行動を起こしたと聞き、その点での素早い行動に対し、農家の窮状を訴えていただき、感謝をしたい。大いに評価をいたします。9月以降の政府への要請行動と政府の対応など、詳しく報告を願いたいと思います。

9月18日に私たちが行ってきた要請行動では、政府の言うセーフティネットはナラシ対策が中心であり、これ以外の対策はなかなか課長からは聞けませんでした。そして、ナラシ対策対象も減反達成の認定農業者や集落営農者で、一定規模要件が必要でした。補填金の支払いについても米価の確定後、差額の算出をして、翌年度の予算措置、こういうテンポで、年内の機械の修理代あるいは資材の支払い、こういったところには間に合わないものでありました。全国的にもナラシ対策対象の農家は7%前後と少数で、とてもセーフティネットと言えるものではありませんでした。今回の要請行動で政府の緊急対策がどうとられるのか。米農家の要望に合ったものなのかどうか、詳しく報告をしていただきたいと思います。

また、町長は政府の緊急対策を受けて、今回の低米価が変えられると感じておられるのか、米価への認識について伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 私のほうから国保税について、じゃ、お話しさせていただきます。

国保税につきましては、11月25日付でございますけれども、国民健康保険税の引き下げを求める町民の方441名の署名入り陳情書を受理させていただきました。被保険者の皆様方が大変な思いをしておられることを改めて痛感しております。

先ほどお話し申し上げましたけれども、国民健康保険は非常に構造的な問題を抱えておりまして、大変厳しい状況となっております。先ほど畑場議員のほうから話がありましたけれども、確かに繰越金は1億1,000万でございますけれども、その内訳を見ますと、先ほどお

話がありましたけれども、財政調整基金から約2,000万を取り崩すとか前年度繰越金が4,200万という形で、実質的な単年度の黒字といたしますか、単年度収支は4,800万円でございます。また、先ほどお話がありましたけれども、確かに平成26年度の医療費につきましては昨年とほぼ同様という水準で推移しております。

しかし、きのうのテレビでも話しておりましたけれども、ことしの冬は例年よりも寒さが早く参りまして、インフルエンザが非常に早く流行しております。

ですから、今後の医療費が増加することも予想されます。また、今年度の歳出として翌年度精算によります国への療養給付費負担金等の返還金等も歳出に予定されております。

一方、先ほど話がありましたけれども、7月の当初調定時で見ますと、一宮町の場合でございますけれども、被保険者数が去年と比べまして約200人減少しております。また、所得の減少も加わりまして、当初課税額で約3,850万の減額となっております。ですから、収入が去年よりは落ちているということだと思います。こういう状況を見ますと、今現在、先ほど畑場議員が求めたように1人当たり1万円の減額、今の段階で可能かどうかと聞かれても、ちょっと今の段階では少し難しいのではないかなということ、いずれにしても、もう少し数字がはっきりした段階でそういう状況を見きわめて判断させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 畑場議員さんの認定こども園の関係でお答えさせていただきます。

保育所の保育料については、公立・私立にかかわらず、保護者の所得に応じ、町の基準で徴収しております。

なお、私立保育所の運営費は、年齢ごとに国が定める基準により町が負担しております。認定こども園は保護者と施設の直接契約になりますので、保育料はこども園に支払うことになります。

次に、国の基準ですが、国は所得に応じて8段階の設定で基準を示しております。例えば3歳未満児は生活保護世帯のゼロ円から最高額は10万4,000円まで。また、3歳以上児は同じく生活保護世帯はゼロ円から最高額10万1,000円までとしています。

これに対して、一宮町は家庭の負担を考慮しまして、3歳未満児の最高額は4万6,200円、3歳以上児は2万8,600円で設定しており、国の基準に対して87%から28%の水準で保育料

を定めております。

来年度から子ども・子育て支援制度をスタートすることに伴いまして、国の示す利用者負担の基準により現行の保育料の見直しを図りますが、利用者と施設の直接契約になる認定こども園につきましても、一宮町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例にありますように、町が利用者負担額を定めることができますので、現在より負担が大きくなるよう検討を進めてまいります。

2点目の保育料の滞納についてですが、公立・私立ともに今と変わらず町が徴収を行います。認定こども園の場合、保育料は保護者が施設に支払いますが、未納が生じた場合、まず施設には適切に支払い請求を行う努力をしていただき、それでも応じない場合は、町が施設にかわり納付請求を行うことができる代行徴収の仕組みがありますので、保育所・認定こども園にかかわらず、この仕組みの中で相談に応じる等町が対応していく予定でございます。

民営化によって町の保育所運営への関与ができなくなることへのご心配についてですが、まず、新制度移行後の保育所運営費補助金の支払い請求は、事業者が町を介しまして行うシステムになっております。町との関与が一切なくなるわけではございません。また、三者協議会ですが、設置期間を移管後1年とする自治体が多いところを、町では保護者の意見を反映させるため、その後も協議の必要性を町が随時判断しながら継続して行うことと考えておりますので、そういった面で実効性を担保していきたいと考えております。

また、追加徴収については、一宮町保育所民営化ガイドラインにおいて、利用料その他町が認める実費徴収以外の負担を保護者に原則求めないということで規定しておりますので、公募される事業者についてもその点を留意していただくことになっております。

今回、東浪見保育所のこども園化は保育所型であり、保育所保育指針に基づき保育を行います。幼保連携型認定こども園教育・保育要領におきましても、保育指針とほぼ同じ内容の記載がありまして、保育所保育指針と同様の保育がなされるものと解釈しております。

また、畑場議員から生活のリズムについての問題はどうかということでお話がありましたが、先進地の例によりますと、成東こども園では3時まで、また、福祉健康課担当でこの間先進地の視察に行きました大阪市の寝屋川では3時半まで、要するにお昼寝を加えて3時半までの、そのような実施をしております。1号認定につきましても、国の新制度の中では保育を必要としない満3歳以上の幼児という規定になっております。今後、事業者並びに保護者とともその内容については十分調整していきたいと考えております。そのような形でソフト面について今後ご指摘のとおりいろいろ調整を深めていきたいと考えております。

最後に、町としましては、一宮町保育所整備基本計画に沿った保育所整備を今後も進めていきたいと考えますが、具体的に事業を進めていく中ではいろいろ時点修正がございます。それらの場合は議員の皆様にご意見を伺いながら、その都度ご意見を伺いながら今後も進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 小柳事業課長。

○事業課長（小柳一郎君） 米価下落対策についてお答えしたいと思います。

畑場議員のほうから、詳しく報告ということですので、少し時間をいただくことをご容赦願いたいと思います。

国に働きかけるには、一宮町だけでなく、できる限り多くの町村で国に働きかけたほうが、国も考えてくれることを期待しまして、9月議会後、早速郡内の5町村長に声をかけました。緊急対策を要望するため、日程の都合上、6町村の代表として、一宮町だけで10月15日に衆議院議員第1議員会館森英介議員事務所にて、農林水産省生産局農産部、松尾農産企画課長と面談し、森英介衆議院議員立ち会いのもと、要望書を提出してまいりました。国会開催中で、不在の西川農林水産大臣には後日松尾課長から手渡していただけたという連絡が入りました。

要望書の内容でございますが、「今年の米価下落にあたって生産コストに見合う米価にする緊急対策を求める要望書」と題し、「全国の米価の実態を緊急に調査把握し、緊急対策をとること。」そして「余剰米を備蓄米として買い上げることを実施すること。」の2点を6町村連名で要望しました。

その際、松尾農産企画課長から、夏以降の天候不順で米生産量が大きく減少することが予想され、米の需給状況が昨年より今後好転することが予想されるので、販売を少し待つことも必要で、JAには追加払いの必要性が出てくるのでは。また、来年以降は飼料用米の拡大などの意見もいただきました。

また、千葉県町村会から、農林大臣宛てに「米の需給と価格安定対策に関する緊急要望」と題し、「備蓄米の買入れ、売渡」「ナラシ対策の拡大化、年内支払い」「需給バランスのギャップにより価格が低迷しないよう主食米から需要のある非主食米への生産誘導を図ること」を要望いたしました。

その後の国の動向ですが、平成26年度産米等への対応として、農林水産省より平成26年11月14日付で次の緊急対策が出されました。

内容ですが、対策1としまして、農林漁業セーフティネット資金の1年間無利子化。（農林漁業セーフティネット資金とは、農業経営改善計画を作成して市町村より認定を受けている認定農業者、あるいは新規就農者が、災害や行政指導、そして社会的また経済的環境の変化により、経営状況の悪化に対して借りられる資金のことです。）

対策2としまして、既存資金の償還猶予。

対策3、米の直接支払い交付金を12月15日までに支払い完了すること。ちなみに、一宮町では該当者が21名います。これは一宮町の米販売農家が約220軒ですので、約10%に当たります。

対策4、ナラシ対策の単収の調整。

対策5としまして、全国農業協同組合連合会等に仮渡金の早期追加払いの要請。

対策6といたしまして、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構に、平成27年11月20日過ぎまで20万トンの備蓄要請。（米穀安定供給確保支援機構とは、過剰米処理による需給対策や米の安定供給の確保の支援等を目的に設立され、平成16年4月に改正食糧法に基づき農林水産大臣が指定したものです。具体的には農協等が豊作による過剰米を主食用米とは区分して保管し、市場から隔離する取り組みに対し、短期融資や助成を行う。またその短期融資の返済のため、米の新規需要の開拓を行う機構です。）

続きまして、対策7、産地と卸売業者等の複数年契約等需要に応じた安定取引の拡大に向け研究会の立ち上げ。

対策8としまして、オールジャパンとして輸出体制を整え、平成25年には農産物4,500億円だった輸出額を、平成32年には農産物輸出額1兆円を目標とし、輸出拡大に取り組んでいくということになります。

オールジャパンという内容ですが、これまで海外の輸出を産地ごとの取り組みにとどまっていた反省を踏まえ、例えばこれまでは青森産とか長野産でリンゴを外国に輸出しておりましたが、それでは諸外国に対しアピール度が少ないということで、重点品目ごとの輸出戦略に基づき、オールジャパンでの輸出拡大に取り組んでいくべきということになります。主にジャパンプランド確立、産地間連携の推進、市場調査、見本市、商談会への参加など、オールジャパンでの日本産PRを行うため、この6月に農林水産省で「輸出戦略実行委員会」を設立しました。

委員会は、米・畜産物・お茶・花卉・酒・水産物・木材等の品目別団体、そして全国知事会、日本貿易会、食品産業センター、全国農業組合連合会、全国農業組合中央会、関係省庁

という構成で、年内にはその体制を整え、米についても輸出拡大を支援していくというところでございます。

対策9としまして、飼料用米の取り組み推進。

現在日本では、飼料原料の多くを輸入に依存している日本の畜産経営は非常に厳しい状況で、そのため日本では飼料用米や飼料作物に力を入れています。飼料用米は経営所得安定対策事業では、収量に応じ10アール当たり、1反歩でございますが、5万5,000円から10万5,000円の水田活用の直接支払交付金など、そのほか産地交付金等を合わせると、10アール当たり最大14万円前後となります。

飼料用米作付の手順として、町へ経営所得安定対策事業の申請、そして日本草地畜産種子協会に1月に飼料用種子の注文（1キログラム約500円程度で販売されております）。できた飼料用米は今年度よりJAで受け入れております。また、個別に販売先を探す場合は、県の作成した需要者・供給者リストを活用できますので、町の事業課のほうにご相談いただきたいと思います。

また、飼料作物としてホールクロップサイレージというものもあります。ホールクロップサイレージとは、稲の実と茎を合わせて同時に収穫し発酵させた牛の飼料作物で、経営所得安定対策事業では最大10アール当たり10万円前後と、飼料米よりは金額は少ないのですが、刈り取りは業者にお願いしますので、飼料用米より手がかからないのが特徴でございます。これについても町事業課のほうにご相談いただきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（島崎保幸君） 玉川町長。

○町長（玉川孫一郎君） 米の価格について、町長の見解はいかがという質問でございますけれども、先ほどお話ありましたけれども、10月に私国のほうに要望に行きまして、松尾課長と面談した際、課長のほうから言われた点は4つのことでございました。

1つ目は、夏以降の天候不順によりまして、昨年より約28万トン収穫が減っているということで、米の需給状況は昨年より好転するため、米価はこれから少しずつ上がっていくのではないかという見通しでございました。

2つ目は、JAでの販売努力により、少しでも多くの農家に追加支払いを望みたいということですね。先ほど緊急対策ございましたけれども。

3点目が、26年度に限り、ナラシ対策に加入していない者でも生産調整を達成している者には、減収を約40%程度補填するという形でございました。先ほど言ったように、一宮町で

は該当者が21名ということでございます。

4つ目は、米の需給の安定のために、飼料用米の一層の拡大が不可欠だということございました。

先ほど私の見解を聞かれましたけれども、まず大前提として、これは皆さん方ご存じだと思いますけれども、国民の1人当たりの米の消費量は、昭和40年度で111.7キロでございました。現在、平成24年度でございますけれども、56.3キロ、約半分以下に米の消費が減っているということですね。国民1人当たりの米の消費が減っております。そして一方、生産調整に対しまして、やっぱり過剰作付になっておりまして、需要と供給の関係でございますけれども、25年度で約80万トンの過剰となっております。こういうことを考えますと、米価については今後、来年以降も上がってもらいたいとは思いますが、また、そのために努力は惜しみませんけれども、国のこれまでの政策等を見ても、なかなかその成果が上がることは厳しいのではないかと私は感じております。

現在は、そういうことで、先ほどありましたけれども、今現在国がやっている政策の中で一番効果的だと思われるのは飼料米の関係でございますので、これ一番、ある意味では割がいいというものでございますので、現在一宮町の大規模米農家に対しまして、現在の国の事業である経営所得安定対策事業の中で一番有利と思われる飼料用米の情報を積極的に流して、そちらのほうに誘導するということが、これは事業課にそれを指示しております。また、農業委員会を初め農業団体にも、機会があれば飼料用米の情報を的確に流すように指導をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 1点目の国保税引き下げの問題について再質問をいたします。

最初の質問でちょっと財源問題中心になってしまって、焦点がずれてしまったかなと反省をしております。要は、現在の納税者の経済状況が非常に厳しくて、財源いかにかわらぬで下げしてほしいというのが要望の趣旨であります。ですから、町長もそういう点では以前の答弁で、どうしても赤字になるようなら一般会計からの法定外繰り入れをする、こういう決意まで表明されていらっしゃるので、この辺は、先ほど財源問題を中心にしてしまったので、ちょっと焦点ずれましたけれども、そういう趣旨でございますので、もう一度答弁を願いたいというふうに思います。もう支払い能力限界だと、そういうことです。

次に、保育所関係については、集中審議云々ということについては、その都度個々の事例で説明をしていくということでありますので、ここでの質問は現行保育の質を落とさないということと、それともう一つは充実をさせていくということで新制度を活用するというのが趣旨でございますから、その辺が下がりそうな問題が起きたときには、皆さんと相談をする機会をぜひつくっていただきたいと、そういうふうに思って、これは要望で結構です。

3点目の米価下落の問題について町長の決意、認識を伺いましたが、この問題では再質問として、農水省の11月14日付、平成26年産米等への対応についてを見ると、1の緊急対策の問題では、米価下支えの政策ということではなくて、資金融資対策で行うと、困ったら無利子で貸しますから借金をしてくださいと。新たな借金ができますという内容であります。これは低米価が続くのであれば借金がふえるだけという内容です。それからもう一つ、売り急ぎの防止対策では、米を来年11月20日過ぎまで倉庫で保管してください。その間に需給調整を図りますということですが、一定の市場隔離にはなりますけれども、国の備蓄米としての買い取りでないために、来年以降米がだぶつく、そういった懸念があります。問題の先送りではないか、こういう対策ではないかというふうに思います。

2番、3番の主食用米以外の取り組み、町長も強調されておりましたが、飼料用米の取り組みについて、これは一定の取り組みやすい内容のようであります。しかし、抜本策ではありません。一時的に補助金で支える内容です。

そのほか9項目の対応が示されておりますけれども、国産米が供給過剰状態で、今回の低米価、暴落、こういったことが発生しました。ところが、毎年ガット・ウルグアイ・ラウンドのミニマム・アクセス米77万トン外国から輸入しております。これは国費350億円をかけております。農政の大きな矛盾になっております。一方で、この77万トンは毎年輸入している中で輸出を考える、このような対策、それだったら輸入をやめればいいわけです。そういった単純な矛盾が起きております。今回の政府対策にはこのミニマム・アクセス米輸入、一言も触れられておりません。町長も感じておられるようでありますけれども、来年以降の米価上昇が期待できない要因、根本問題に政府対策がとられていない、このことがあるからであります。

根本対策としては、米の平均生産費と販売価格と、この差額を補填する、そして農家の営農を守る不足払い制度、これを創設すること、価格保証を行うこととあります。同時に、農家の所得補償もあわせて行う。このようなことが必要であります。

米の輸出で日本に攻勢をかけているアメリカでも、価格暴落補填制度、手厚い保護が制度

化されております。

政府と自民党は、前回総選挙でT P P 断固反対を公約し、国会決議で米を含む主要5品目は交渉から除外する。関税の段階的撤廃も認めない。聖域の確保ができないと判断した場合には、脱退も辞さない。こういうことを決議しております。ところが、この間、これらの公約や決議もほごにし、T P P 交渉妥結に向け、秘密交渉を続けております。今回の米価下落の背景には、このT P P 交渉が見え隠れしております。この農政の大転換を求めることなしに進めば、一宮町の農業や地域そのものが荒廃して、取り返しのつかないことになってしまいます。政府による対策が実効ある取り組みになるまで、地域経済を守り、農業者を守る立場から、政府への要請行動を続ける決意をもう一度伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 私のほうから再質問についてお答えいたします。

国保税でございますけれども、先ほど畑場議員もお話しありましたけれども、私も今の厳しい経済状況の中で、消費税が上がったために食品等が値上がりしております。一方では、賃金がなかなか上がらないという状況の中で、非常に生活の困窮している方にとって、今の国民健康保険の税金が大変重い形でのしかかっているということは十分承知しております。先ほどお話しいたしましたけれども、これは畑場議員よくご承知だと思いますけれども、具体的な数字ができて上がるのが、大体6月ごろになりますと具体的な数字がまとまっておりますので、それを見きわめながら、さっき言いました税率の引き下げ等についても見きわめて、私判断させていただきたいと思っております。

もう一点の国のほうの米の関係でございますけれども、これは日本の主食を維持するというだけではなくて、地域の環境とかそういった生活とかを支えている大変農地は大きな存在を占めておりますし、農家の方には大変そういった大きな役割をさせていただいておりますので、要するに米といいますか、いわゆる農地の荒廃というのはどうしても避けなきゃならないということでございますので、今後とも郡内市町村とも連携を密にしまして、必要な国への要望はこれからも続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 最後に、要望になろうかと思っておりますけれども、1点目の国保税引き

下げの問題、具体的な数字が確かに決まるのは、確定申告が終わって、その数値が出て、どのくらい課税できるのかということでありますけれども、6月に具体的に決めるのは、その減税を発動して、それで足りるか足りないか、一般会計から入れるか入れないかの判断でいいと思います。ぜひそういう判断をしていただきたい、要望いたします。

米の問題については、先ほど再質問で触れました内容が全てでございますので、農家の窮状、そしてまた地域経済の荒廃を招かないように、ひとつ一宮町の全責任をあずかる首長として頑張ってください。

以上で終わります。

○議長（島崎保幸君） 以上で畑場博敏君の一般質問を終わります。

◇ 鵜 沢 一 男 君

○議長（島崎保幸君） 次に、鵜沢一男君の一般質問を行います。

5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 私は、公立長生病院産科設置について伺います。

町には産科診療を行っている医院がなく、新生児の全てが町外で生まれております。また、当町の属する医療圏、山武長生夷隅医療圏では分娩医療機関の数、つまり子供を産むための病院の数が千葉県下で最低であります。このままでは、この地域で子供を産みたくても産めないという深刻な状況をもたらすことが想定されます。

そこで、長生郡市の公立病院である長生病院に産科を設置し、地域医療に対し行政はその責務を果たすべきと考えます。そこで2点伺います。

1点目、町の属する医療圏の産科をめぐる現状について伺います。

2点目、公立長生病院産科設置の取り組みについてを伺います。これにつきましては、公立長生病院の周産期医療体制の充実を求めるものでございます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 質問にお答えいたします。

まず、公立長生病院の医療圏の産科をめぐる現況、当町の属する医療圏の産科をめぐる現況についてお話しさせていただきます。

当町は、現在山武長生夷隅医療圏というものに所属しておりますけれども、この中におき

ます分娩医療機関は現在茂原市に2つの病院、2つの産科医院があるということですね。夷隅地域では1つです。東金市内に1つの医院がございます。しかし、東金市にあります医療機関は今後取りやめる予定であると聞いております。ですから、現在茂原市で2つ、夷隅地域で1つということですね。人口10万人当たりの産婦人科の病院数は、千葉県で平均2.5病院でございますけれども、この医療圏では0.9ということで、県内では最も低い状況でございます。また、公立長生病院では、先ほどお話ありましたけれども、産科部門がございましたけれども、産科医の不足によりまして、平成16年3月から閉鎖されております。

このような産科医の現況を考えますと、一宮町だけの問題ではなくて、安心して生み育てやすい長生地域とするためには、ぜひ中核病院である長生病院に産科部門の再開が必要だと考えております。

実は、これにつきましては、昨年、長生病院の桐谷院長から、そのときの状況をお聞きいたしました。当時の状況は、常勤医師が1名体制で、助産師の資格を有する者が4人いらっしゃると、産科を再開するためには、24時間体制を維持する必要があるため、常勤医師が実は3名必要だと、助産師も8名程度が必要だという説明がございました。そのときの募集方法につきましては、千葉大学にその派遣を依頼していると、あるいはインターネットで求人広告をしているけれども、なかなかそれが集まらないと。背景としては、全国的に産科医が不足をしているということ。その理由としましては、24時間体制ということになりますので、非常に拘束される時間が長いとか、あるいは出産事故による訴訟のリスクが大きいとか、そういった環境がなかなかおくれていて、全国的に産科医の希望者が少ないという状況があるという話でございました。そのときには、平成26年4月にオープンする東千葉メディカルセンターに産婦人科を含めた周産期医療を行う予定があるので、同じ医療圏として連携を図っていきたいということで、その中で長生病院の産科を再開したいという話があったわけです。

その後の状況でございますけれども、本年4月に東千葉メディカルセンターはオープンいたしましたけれども、建物はできましたけれども、産科医がやはり確保できないということで、周産期医療の開始ができない状況でございます。また、長生病院においても、本年3月末で、1人いらっしゃった産婦人科の方が退職いたしまして、現在ゼロということで、産科部門の再開はほとんどほど遠い状況でございます。ということで、極めて危機的な状況になっております。

ちなみに、一宮町の、これ平成25年度の出産の状況を見比べてみましたけれども、茂原市の作永さんで9名ですか、育生さんで11名ですね、そしてお隣のいすみ市のもりかわさんで

40人ですね、あと亀田が10人と、そういう状況になっております。非常に厳しい状況が続いております。

それから、2番目の公立長生病院産科設置の取り組みについてでございますけれども、これについてあわせてご説明申し上げておきますが、先ほどお話ありましたけれども、長生病院では、今年度から医師・看護師確保対策室を設置しまして取り組みをしております。しかし、なかなか、先ほど言いました医師の派遣については大変厳しい状況が続いているということでございます。院長みずから交渉に行っても、なかなか行った先でも、いや、うちのほうも苦しいんだよという形で、なかなか医師の確保は厳しいということで、これらについてはやはり市町村段階とか医療機関の地道な努力だけではなかなか解決できないということで、実はこの前、11月に知事と市町村長との意見交換会が開かれました。その席上、私のほうからも森田知事に対して、市町村の努力にはやっぱり限界があるということで、ぜひ県から国のほうに産科医師の早急な、効果的な増員施策を実行するように要望したいということでお話を申し上げました。

国・県のほうで係る形でもしできるとすれば、一つは、千葉県に医師を養成するための医科系の大学を新設するというのが一つございます。もう一つは、県のほうで医師を採用していただいて、公立病院に派遣をしてもらうということ。もう一つは、現在県が行っております医学部の学生に対する奨学金を大幅に増額していただいて、千葉県で勤務する医師を確保するということがございます。そういう要望を知事のほうには出させていただきます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 私、この同じ質問を平成22年12月の定例議会、これで問題を取り上げました。4年過ぎても余り長生郡市中で進展がない。これ残念なことだと考えております。

そこで再度伺います。先ほど、安心して産み・育てやすい長生地域とするためには、ぜひ中核病院である長生病院に産科部門の再開が必要との答弁がありました。これ非常に危機感を持っているんですが、これは長生郡市広域市町村圏組合を構成する7市町村統一の見解であるかを伺います。

そして、産科医を確保するためには、長生郡市広域市町村圏組合の病院事業の予算を、これまで以上に大幅に計上するなどの措置ができないかをあわせて伺います。お願いします。

○議長（島崎保幸君） 玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 再質問にお答えいたします。

まず初めに、この産科医確保については統一的な見解かということでございますけれども、昨年の広域議会の中で、これにつきまして質問が出まして、広域管理者であります田中市長から、長生病院の産科の設置につきましては、医師の確保等非常に厳しい状況ではあるが、安心して出産ができる住民ニーズに応えられるよう、産科を再開させるという強い意識を持ち、広域並びに市町村が一丸となって協力体制をとっていくことが肝心であると答弁しております。このように、長生病院の産科の再開は管内市町村の統一の考えでございます。

そして、次の産科医の確保について、予算をつけてでも確保する考えはないのかというご質問でございますけれども、実は10月28日、広域組合と長生郡市医師会の間で話し合いが持たれました。医師会のほうから、長生地域の産科医療の現状は大変危機的な状況であると、今手を打たなければ大変なことになるという危機感が表明されまして、医師確保の具体的な対策案を示されました。

その対策案を一つ紹介しますと、先ほど話ありましたけれども、長生病院で将来勤務する医学部の学生に奨学金を、この長生地域でもって支給するという考え方が一つあります。もう一つは、この長生郡市内で新たに開業する産科医院があった場合、その産科医院に施設の整備費を補助金として支給をするということ。これは実際に自治体でもってやっているところはございます。それから、産科医師に分娩手当を支給すると。これは要するに赤ちゃん1人とり上げると、扱ったお医者さんのところに1万とか3万とかお金を支給するというやり方でございますけれども、これも横浜市で実際に行っております。先ほど言った産科医師を県が採用して、県内の公立病院に配置するように県に要請すると。こういった幾つかの案が、長生郡市医師会のほうから提出されております。

これを受けまして、広域組合の管理者会議を開きまして、この提案を受け入れまして、組合内に対策委員会を立ち上げて、医師会と協議しながら具体的な対策を検討するという形で今現在決まっております。これからこれを進めるということになります。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 鵜沢君に申し上げます。番号のみでなくて、名前を言ってから発言してください。

鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 5番、鵜沢です。

承知しました。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

長生郡市夜間急病診療所の診療時間についてを質問いたします。

長生郡市夜間急病診療所は、夜間における急病者の初期診療を目的に、長生郡市7市町村で運営する長生郡市広域市町村圏組合の管理のもと開設され、救急医療施設の中心的な役割を果たしております。そこで伺います。

1点目、現在開所時間は午後8時から午後11時となっておりますが、開始時間を早めることを求めます。これは幼児などは夕方に熱を出すことが多く、この場合、病院などは夕方5時に診療を終えています。夜間急病診療所の開始時間の午後8時まで不安を抱え待たなければなりません。病院などの診療時間が終了後に、時間をあけずに開所することが望まれると考えるからであります。

2点目、現在夜間の急病については、比較的軽症者を1次救急として長生郡市夜間急病診療所、そして入院治療を要する重症者を2次救急として夜間待機病院にて対応がされております。これは病院等が通常の診療を終了している時間帯を1次救急と2次救急でカバーするものであると考えます。午後5時から午後8時まで、また翌朝午前6時から午前9時まではその体制が確立されていないため、診療の空白時間となっております。空白時間の解消及び体制の確立を求めて質問をいたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの鶴沢議員の質問にお答えいたします。

まず、長生郡市の夜間救急診療所の診療開始時間についてお答えいたします。

長生郡市の夜間救急診療所は、医師会所属の37人の開業医が毎日交代で勤務しております。参加開業医の多くは、自分の病院の診療時間を18時までとしており、中には18時半や19時までとしているところもあります。また、患者数により診療時間どおりに終了できない場合が多く、参加開業医には、自分の病院での診療終了後、自身で夕食をとり夜間救急診療所へ来ていただいているため、20時より早い開始は、現システム上困難であります。20時までもし待つことのできない急病等については、長生郡市広域市町村圏組合消防本部に電話し、ご相談をお願いします。

次に、1次救急及び2次救急の診療空白解消及び体制の確立についてでございますが、まず、1次救急は外来の処置、投薬により治療が比較的軽傷な患者の方が対象で、1次救急の

診療空白時間午後5時から午後8時までの解消については、さきに述べたとおり、現システム上困難な状況であり、消防本部に電話し、ご相談をお願いいたします。

次に、2次救急の診療空白解消及び体制の確立ですが、2次救急は1次救急医療機関の後方病院として、入院または緊急手術を要する救急患者を対象としています。現在、夜間の2次救急医療体制は、内科及び外科の患者を対象としています。6病院での輪番制で20時から翌日の6時まで毎日実施しています。2次救急医療体制の前後の時間帯、午後5時から午後8時までと、午前6時から午前9時までのいわゆる空白時間の対応については、契約上の記載はありません。しかし、輪番各病院の努力義務として空白時間を埋めるよう対応していただいております。現在では、夕方時間帯で9割、朝方時間帯で7割程度の日数においては対応していただいております。

空白時間の対応で残っている日数について、参加している6病院に引き続き空白時間を埋めるようお願いしておりますが、大学病院や都内等の遠方から当直医師を確保している等の事情から困難な部分があります。このような理由を押してまで空白時間を埋めることを参加病院に強要しますと、対応できない病院は参加日数を減らしたり、あるいは輪番制の体制から撤退することとなり、制度の維持が困難となる可能性がございます。

空白時間帯において、長生管内で対応できない2次救急患者については、現状では千葉労災病院や帝京病院、東金にできました東千葉メディカルセンター等に救急搬送して対応していただくこととなります。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

はい。

○5番（鶴沢一男君） 5番、鶴沢です。

よく状況はわかりました。1次救急について再度質問いたします。

1次救急、長生郡市夜間急病診療所の診療時間の空白解消について再度伺います。

午後5時以降の急病者は午後8時までの開所時間まで待たなければなりません。体調は悪いが、救急車を呼ぶまでもない。また、救急車を呼びたくない、こういった患者も多いと考えます。特に幼児などはこの時間に急病が多いのです。このようなときは消防本部に相談すれば何らかの対応が期待できますが、多くの町民はこのことを知りません。広報紙「広域ちようせい」にも、午後5時から午後8時までの救急施設や問い合わせ先の記載がありません。私は、町の「広報いちのみや」と長生郡市広域市町村圏組合の広報紙「広域ちようせい」に

その相談窓口を記載する必要があると考えますが、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 再質問にお答えいたします。

今後空白時間の対応については、まず町の「広報いちのみや」についても最終のページに夜間救急や子供の電話相談欄を掲載していますので、そこに追加するように種々の工夫をいたします。また、ご指摘のありました広域の広報についても、救急医療部門のほうに今後協議をさせていただいて、そういった追加ができるような形で検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で鶴沢一男君の一般質問を終わります。

通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで20分間休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時39分

○議長（島崎保幸君） 会議を再開します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第6、議案第1号 一宮町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの1ページをお開きください。

議案第1号 一宮町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

一宮町避難行動要支援者名簿に関する条例につきましては、初めに、第1条の目的は、平成25年6月に災害対策基本法の一部が改正され、町では重度の障害者や介護認定を受けた独居または高齢者世帯などに対し、災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合など

に、みずから避難することができない方の名簿を作成し、消防署、警察などに情報提供を行い、重度の障害者などの生命又は身体を災害から保護することを目的とするものでございます。

第2条でございますが、ここは用語でございますが、(1)の避難行動要支援者は、高齢者、障害者、乳幼児などのうちで、みずから避難することが困難で、支援が必要な人をいうものです。

(2)の避難支援等は、避難の支援、安否の確認などの行動をいいます。

2ページの(3)の避難支援等関係者は、長生郡市広域市町村圏組合消防本部、茂原警察署、民生委員、区長などの団体等でございます。

3条になりますが、避難行動要支援者の範囲は、介護認定であって、独居又は高齢者世帯、身体障害者の1級又は2級の15に分類される者などであります。

第4条は、避難行動要支援者の名簿を作成するもので、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号及び避難支援などを記載するものでございます。

3ページをお願いいたします。

第5条は、名簿情報の提供でございます。第1項では、町長は災害の発生に備え、平時でも消防署、警察署などに名簿を提出するもので、第2項では、名簿情報の提供の拒否を申し出た者は、消防署、警察署などに名簿情報の提供することができないとするものでございます。

第3項は、町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防署、警察署などに名簿を提供するものとし、この場合は名簿情報の提供の拒否を申し出た方の名簿も提供するものです。

第6条は、名簿の取り扱いに関する協定を消防署、警察などと締結し、名簿情報の管理状況等について検査等を行うものです。

第7条は、名簿情報の漏えいの防止のための措置。

4ページをお願いいたします。

8条は、利用者及び提供の制限。

第9条は、名簿の提供を受けた者などは、名簿の情報の知り得た秘密を漏らしてはならないというものです。

第10条は、条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるものです。

附則といたしまして、この条例は、平成27年1月1日から施行するものです。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第1号 一宮町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第7、議案第2号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） それでは、議案つづりの5ページをごらんいただきたいと思います。

議案第2号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

もともと国民健康保険条例で規定している出産育児一時金の給付金額につきましては、健康保険法施行令で規定されている金額と足並みをそろえて規定しておるところでございます。今回、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成26年11月19日に公布されたことに伴い、本条例の6条の部分を一部改正するものでございます。

内容といたしましては、産科医療に係る医療費の部分、この部分が全国的に上昇しているということから、現行の「39万円」を「40万4,000円」に引き上げるもので、これは出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減するものでございます。また、産科医療補償制度に加入

している病院で出産する場合には、医療費のほかに補償保険の加入掛け金が必要となります。この産科医療補償制度とは、分娩により重度の脳性麻痺になったお子さんやその家族の経済的な負担を速やかに補償するもので、この掛け金をこれまでの実績に基づきまして「3万円」から「1万6,000円」に引き下げるものでございます。

次に、附則についての説明ですが、第1項に記載しておりますのは、改正後の規定は平成27年1月1日生まれの子供から適用するというものです。

また、第2項に記載しておりますのは、ことし12月31日までに生まれた子供は改正前の規定を適用するというものでございます。

いずれにいたしましても、総額といたしましては、今までと同額の42万円の給付を維持するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第2号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第8、議案第3号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（岡本和之君） それでは、議案つづりの6ページをお開き願いたいと

思います。

議案第3号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について。

九十九里地域水道企業団規約を変更するため、地方自治法第286条第2項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約についてご説明申し上げます。

今回の九十九里地域水道企業団規約変更の理由でございますが、既存の事務所庁舎は水道施設耐震化計画におきまして、震度6強の地震動に対して倒壊し、または崩壊する可能性が高いと判定されたことから、職員の安全及び災害時における本部機能確保のため、新たな事務所を建設しましたので、事務所の位置を「千葉県東金市東岩崎2番地3」から「千葉県東金市東金769番地2」に変更することから、九十九里地域水道企業団規約中、事務所の位置に関する規定を改正するものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成27年2月2日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第3号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第9、議案第4号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第7次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの7ページをお開きください。

議案第4号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第7次）議定についてをご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

平成26年度一宮町の一般会計補正予算（第7次）は、次に定めるところによるものでございます。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,333万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億3,120万2,000円とするものでございます。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

11ページをお開きください。

第2表の繰越明許費につきましては、事業名は振武館天井落下対策等改修事業の3,224万9,000円と、GSSセンター屋根防水対策等改修事業の1,646万円です。

この2つの改修事業を9月に入札を行いました。指名業者が全て辞退となりました。辞退の理由を業者に聞きましたところ、技術者の確保ができないとのことでありました。また、これから入札を行うにも、建設資材の高騰などにより、現在の予算では工事ができないため、2つの事業を合わせた設計変更を行い、技術者の確保のできる時期を考慮し、来年7月末を工事期限とするため繰り越しをするものです。

16ページ、17ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明をいたします。

16ページの2款総務費から、37ページの12款諸支出金までにつきましては、各ページとも右ページの説明欄により説明をさせていただきます。また、各科目の中で、11節の需用費の光熱水費につきましては、東京電力の電気料金の値上げによる増額ですので、説明は省略とさせていただきます。

初めに、17ページの上から3つ目の文書管理事務運営費の53万8,000円は、議員に貸与しておりますタブレットを議会に出席します課長、局長及び保育所長の9人分を購入するもの

です。

その下の防災行政無線管理運営事業の155万7,000円は、戸別受信機を当初予算で100台を購入しましたが、在庫がなくなり、今回50台を購入するものです。既に申込者が20人おります。

新庁舎建設事業の334万円のうち、工事請負費の132万9,000円は、人事異動に伴い新庁舎の1階に子どもグループを配置しましたが、その場所が暗いため、照明設備を設置するための改修工事費です。また、備品購入費の201万1,000円は、子どもグループの備品の購入と外倉庫の書庫を購入するものでございます。

次に、1つ飛びまして、訓練等給付事業の600万円は、障害者が社会復帰するための職業訓練等で、今回障害者自立支援法の改正により、ケアホームとグループホームが一元化され、グループホームへ移行したことなどにより利用者が増加したことによるものです。

障害児支援事業の471万円のうち扶助費の470万円は、障害者自立支援法とあわせ児童福祉法も改正され、障害児は地域での支援が強化されたことに伴い、町内及び近隣に利用する事業所がふえ、利用者も増加したため補正をするものです。

地域包括支援センター運営事業の57万1,000円は、介護予防サービス計画作成委託料は当初353万8,000円を予算計上しましたが、要支援者に対する介護予防サービス計画作成費用を当初は月67件で見込みましたが、11月までの実績が月77件であるため、実績に基づき補正をするものです。

保育所運営費の611万3,000円は、愛光保育園の平成25年度の運営費等の実績の確定により、国・県への精算です。

東浪見保育所整備事業の932万1,000円のうち、報酬の5万1,000円は、公立保育所の民営化法人選考委員会委員5人の報酬でございます。委託料の177万円は、東浪見保育所の申し込みのあった場合の民間事業者の財務状況を審査するための委託料と、19ページの一番上になりますが、用地測量委託料の144万6,000円でございます。その下の工事請負費の750万円は、東浪見保育所の建設用地の2,700平米の埋め立てに伴う造成工事で、L型柵渠を高さ2メートルのものを50メートル設置し、1.6メートルの客土等を整備するための工事費です。

中ほどの道路維持管理事業の200万円は、当初の道路維持管理費の緊急対応工事予算の255万円は支出済みで、今後の緊急時に対応するための補正でございます。

道路新設改良事業の200万円は、6月12日の大雨により町道1-2号線の細田堰脇で道路が決壊し、区長などから早急に工事を行うよう要望があり、今回、補正をするものです。

21ページをお開きください。

上から3つ目の一宮小学校給食事業の274万6,000円のうち、賃金の35万7,000円は、食物アレルギー児童の対応に伴うパート調理員を1人配置するための賃金です。

備品購入費の227万9,000円は、給食のガスオーブンが老朽化により故障したため、焼き物などの調理ができないことから購入をするものです。

23ページをお開きください。

介護保険特別会計繰出金の72万8,000円は、一般会計から介護保険特別会計に臨時職員の人件費及び共済費等の財源を繰り出すものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

歳入につきましてご説明をいたします。

14款の国庫支出金から20款の諸収入につきましては、15ページの説明欄等により説明をさせていただきます。

社会福祉費負担金の535万円のうち、訓練等給付費負担金の300万円は、障害者が社会復帰するための職業訓練に伴う国からの負担金です。障害児通所支援給付費等負担金の235万円は、障害児は地域での支援が強化され、利用者が増加したための国からの負担金です。

その下の、社会福祉費負担金の267万5,000円は、これは上のものと事業は同一でございますが、訓練等給付費負担金の150万円は障害者が社会復帰するための職業訓練に伴う、これは県からの負担金です。障害児通所支援給付費等負担金の117万5,000円は、障害児は地域での支援が強化され、利用者が増加したための県からの負担金でございます。

その下の庁舎建設基金繰入金の334万円は、新庁舎の1階に子どもグループの配置により照明設置工事や倉庫の棚などの備品を購入するため、庁舎建設基金から一般会計へ繰り入れるものです。

東日本大震災復興基金繰入金の84万円は、防災無線の戸別受信機を購入するために、東日本大震災復興基金から一般会計へ繰り入れするものでございます。

繰越金の3,055万6,000円は、前年度繰越金です。

雑入の57万1,000円は、介護予防サービスの計画作成に伴い、国保連合会から財源が措置されるものです。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、議案第4号 平成26年度一宮町一般会計補正予算(第7次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(島崎保幸君) 日程第10、議案第5号 平成26年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第3次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長(高師一雄君) それでは、議案つづりの26ページをお開きください。

議案第5号 平成26年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第3次)議定について、ご説明いたします。

27ページをごらんください。

平成26年度一宮町の介護保険特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億455万1,000円とするものでございます。

今回の補正は、保健師職員の産休に伴う臨時職員の雇い上げ人件費と社会保険料及び国保連合会と接続しておりますパソコンのシステム借上げ料を計上させていただいたものです。

初めに、歳出についてご説明いたします。

34ページをお開きください。

介護保険運営事務費について、共済費9万8,000円及びその下の賃金60万6,000円は、臨時職員の雇用に伴う経費でございます。次に、使用料及び賃借料については、国保連へ接続す

るパソコンシステムの借上げ料でございます。

続きまして、歳入になります。

32ページをごらんください。

その他一般会計繰入金として、事務費繰入金72万8,000円につきましては、先ほどご説明いたしました臨時職員人件費及びパソコンシステムの借上げ料のための増額補正をするものでございます。

説明を以上で終わりにいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第5号 平成26年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第11、議案第6号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小柳事業課長。

○事業課長（小柳一郎君） お手元の資料、35ページ、36ページをお願いいたします。

議案第6号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）議定について。

36ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188万6,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ1億575万3,000円とする。

42ページ、43ページをお願いいたします。43ページの右側のほうで説明させていただきます。

歳出でございますけれども、電気料の値上げによりまして、原地区、東浪見地区、北部地区、それぞれ光熱水費を補正するものでございます。

なお、北部地区につきましては、修繕料としまして2号中継ポンプ交換、そして水中攪拌機が壊れましたので緊急で修理する、その補正内容でございます。

なお、歳入については繰越金で充当するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第6号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（島崎保幸君） 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第4回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

閉会 午後 3時10分